

IEC60950 第2版 - IEC60950 第3版 对比表

Ver.1.00

2000年(平成12年)5月

(社)日本電子工業振興協会

情報処理機器安全技術専門委員会

ま え が き

1991年にIEC60950（第2版）が発行され修正1から4の経過を経て1999年にIEC60950（第3版）が発行された。

IEC60950（第3版）への改版に伴い項番の移動，削除，追加あるいは新規要求事項の追加と大幅な変更が行われた。そこで情報処理機器安全技術専門員会として対比表の作成を行った。

この対比表は、IEC60950第2版とIEC60950第3版の項目ごとの違いをまとめ、簡単な説明を加えたものである。

また、この対比表はIEC60950の第2版（第2版+修正1から4）と第3版間での要求事項の移り変わりを明確にし、IEC60950第2版を理解している設計者，安全規格技術者が製品を設計，評価する際にIEC60950第3版の要求事項を容易に理解するための道具として使用されることを意図した。

本 表 の 見 方

1. 本表の項番及び項目名は，IEC60950（第2版+修正1から4）及び第3版の項番，項目名を示す。
2. 本表で使用している記号は，以下の意味を表し相違の欄に記載している。
 - = ; 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。
 - ; 技術上の差異あり。
 - ; 新規追加された要求事項
 - × ; 要求削除
 - 空欄 ; 項目名のみで要求事項がない。
3. 注記の欄に2版と3版の相違の概要を記載している。

対 比 表 作 成 メ ン バ ー

情報処理機器安全技術専門委員会

編集リーダー	松山 卓	株式会社 リコー		
	原 正幸	松下電器産業株式会社	遠山 俊章	株式会社日立製作所
	須藤 清人	セイコーエプソン株式会社	佐藤 明	日本ヒューレット・パッカード株式会社
	松本 章夫	オムロン株式会社	佐藤 千代治	ソニー株式会社
	大久保 昭典	株式会社 東芝	長谷川 幹夫	東京特殊電線株式会社
	広沢 繁	アルプス電気株式会社	佐藤 幸一	日本アイ・ビー・エム株式会社
	芝池 真人	アンリツ株式会社	星 光治	富士ゼロックス株式会社
	佐藤 浩	沖電気工業株式会社	木津 祐彦	富士通株式会社
	小川 玲一郎	J U K I 株式会社	一戸 均	富士電機株式会社
	渡 義徳	日本電気株式会社	氏原 晴夫	三菱電機株式会社
	重光 浩仁	松下通信工業株式会社		
	藤井 宏樹	株式会社 P F U		
	白石 正孝	三菱電機株式会社		
事務局	関根 栄	(社)日本電子工業振興協会		

(敬称略・順不同)

改訂履歴

改訂年月	Version	版及び項番	内容

0 - 1 章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。

新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
	序論		序論		項目名のみ。
		0	安全性の原則		2版の序文の内容に対し、項番を追加。安全性の原則のなかには動作・機能を含まないことが明記された。
		0.1	安全性の一般原則		2版の序文の内容に対し、項番を追加及び内容を一部変更。通常操作状態のみでなく故障、誤操作、耐環境性についても考慮が必要であることが明記された。
		0.2	危険	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、熱的危険と機械的危険を分けて記述された。
		0.2.1	感電	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例が追加された。
		0.2.2	エネルギー - 関連による危険	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例が追加された。
		0.2.3	火災	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例が追加された。
		0.2.4	熱関連による危険	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例が追加された。
		0.2.5	機械的危険	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例を追加された。
		0.2.6	放射	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例を追加された。
		0.2.7	化学的危険	=	2版の序文の内容に対し、項番を追加。また、危険発生例とその対策例を追加された。
		0.3	材料とコンポーネント		2版の序文の内容に対し、項番を追加及び内容を一部変更。2版では材料のみであったが、部品の通常操作、異常操作に対する要求事項が追加された。
1	総則	1	総則		項目名のみ。
1.1	適用範囲	1.1	適用範囲		項目名のみ。
1.1.1	この規格の対象となる機器	1.1.1	この規格の対象となる機器		交流電源を通信手段としている場合の適用を追加。
1.1.2	追加の要求事項	1.1.2	追加の要求事項		IEC664過渡過電圧区分 を削除。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
1.1.3	適用除外	1.1.3	適用除外		3版でISO216で規定している印刷機器を削除。
1.2	定義	1.2	定義		用語の追加・削除有り。
1.2.1	機器の電氣的定格	1.2.1	機器の電氣的定格		項目名のみ。
1.2.1.1	定格電圧	1.2.1.1	定格電圧	=	
1.2.1.2	定格電圧範囲	1.2.1.2	定格電圧範囲	=	
1.2.1.3	定格電流	1.2.1.3	定格電流	=	
1.2.1.4	定格周波数	1.2.1.4	定格周波数	=	
1.2.1.5	定格周波数範囲	1.2.1.5	定格周波数範囲	=	
1.2.2	動作条件	1.2.2	動作条件		項目名のみ。
1.2.2.1	通常負荷	1.2.2.1	通常負荷	=	
1.2.2.2	定格運転時間	1.2.2.2	定格運転時間	=	
1.2.2.3	連続動作	1.2.2.3	連続動作	=	
1.2.2.4	短時間動作	1.2.2.4	短時間動作	=	
1.2.2.5	間欠動作	1.2.2.5	間欠動作	=	
1.2.3	機器の移動性	1.2.3	機器の移動性		項目名のみ。
1.2.3.1	可動型機器	1.2.3.1	可動型機器	=	
1.2.3.2	手持型機器	1.2.3.2	手持型機器	=	
1.2.3.3	据置型機器			=	3版1.2.3.4項へ移動。
		1.2.3.3	可搬型機器		新規用語定義。概要：通常使用者によって持ち運ばれる可般型機器。例として、ラップトップコンピュータ、ペン入力タブレット型コンピュータ、及びプリンタ、CD-ROMのような可般(携帯)型アクセサリ等を指す。
1.2.3.4	固定型機器			=	3版1.2.3.4項へ移動。固定型・据置型の2種類の機器は、3版では、据置型機器と1つに統一された。
		1.2.3.4	据置型機器	=	2版1.2.3.3項より移動。2版1.2.3.4項の固定型機器も本項が適応される。
1.2.3.5	組込型機器	1.2.3.5	組込型機器	=	
1.2.3.6	ダイレクトプラグイン機器	1.2.3.6	ダイレクトプラグイン機器	=	
1.2.4	機器のクラス - 感電保護	1.2.4	機器のクラス - 感電保護		項目名のみ。3版では、機器の分類に関する注記が追加。
1.2.4.1	クラス 機器	1.2.4.1	クラス 機器		2版の注2が、3版で削除。
1.2.4.2	クラス 機器	1.2.4.2	クラス 機器		2版の注1,2が、3版で削除。
1.2.4.3	クラス 機器	1.2.4.3	クラス 機器		「クラス 機器は、感電保護は不要だが、その他の全ての要求事項は適用になる」との注記が追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
1.2.5	電源接続	1.2.5	電源接続		項目名のみ。
1.2.5.1	タイプAプラグ接続型機器	1.2.5.1	タイプAプラグ接続型機器	=	
1.2.5.2	タイプBプラグ接続型機器	1.2.5.2	タイプBプラグ接続型機器	=	
1.2.5.3	恒久接続機器	1.2.5.3	恒久接続機器	=	
1.2.5.4	着脱式電源コード	1.2.5.4	着脱式電源コード	=	
1.2.5.5	非着脱式電源コード	1.2.5.5	非着脱式電源コード	=	
1.2.6	エンクロージャ	1.2.6	エンクロージャ		項目名のみ。
1.2.6.1	エンクロージャ	1.2.6.1	エンクロージャ		「異なった用途のエンクロージャを重ねて使用しても良いし、一つのエンクロージャを多数の目的のエンクロージャとして用いても良い」が注記が追加された。
1.2.6.2	防火エンクロージャ	1.2.6.2	防火エンクロージャ	=	
1.2.6.3	機械的エンクロージャ	1.2.6.3	機械的エンクロージャ	=	
1.2.6.4	電気的エンクロージャ	1.2.6.4	電気的エンクロージャ		「TNV回路への接触を防止する」が追加された。
1.2.6.5	装飾部分	1.2.6.5	装飾部分	=	
1.2.7	アクセス可能性	1.2.7	アクセス可能性		項目名のみ。
1.2.7.1	操作者アクセスエリア	1.2.7.1	操作者アクセスエリア	=	
1.2.7.2	保守者アクセスエリア	1.2.7.2	保守者アクセスエリア	=	
1.2.7.3	アクセス制限場所	1.2.7.3	アクセス制限場所	=	
1.2.7.4	工具	1.2.7.4	工具	=	
1.2.7.5	器体	1.2.7.5	器体	=	
1.2.7.6	安全インタ - ロック	1.2.7.6	安全インタ - ロック	=	
1.2.8	回路及び回路特性	1.2.8	回路及び回路特性		項目名のみ。
1.2.8.1	一次回路			=	3版1.2.8.2項へ移動。
		1.2.8.1	交流主電源		新規用語定義。概要：電力を機器に供給する外部交流電力配電システムを言う。交流電源は、公共電源及び私設供給電源のいずれも含んでおり、3版において特に規程を定めている場合(例：1.4.5項)を除き、電動発電機、遮断不可電源等の電源と等価である。
1.2.8.2	二次回路			=	3版1.2.8.3項へ移動。
		1.2.8.2	一次回路	=	2版1.2.8.1項より移動。3版1.2.11.6項に規定されている相互接続ケーブルの導電部分は一次回路と見なす旨の注釈が追加された。
1.2.8.3	危険電圧			=	3版1.2.8.4項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		1.2.8.3	二次回路	=	2版1.2.8.2項より移動。3版1.2.11.6項に規定されている相互接続ケ - ブルの導電部分は二次回路と見なす旨の注釈が追加された。
1.2.8.4	E L V回路			=	3版1.2.8.5項へ移動。
		1.2.8.4	危険電圧	=	2版1.2.8.3項より移動。
1.2.8.5	S E L V回路			=	3版1.2.8.6項へ移動。
		1.2.8.5	E L V回路	=	2版1.2.8.4項より移動。
1.2.8.6	制限電流回路			=	3版1.2.8.7項へ移動。
		1.2.8.6	S E L V回路	=	2版1.2.8.5項より移動。注2の記載のIEC368がIEC61140に変更されたが、本規格のSELVに対する要求がIEC368や、IEC61140とは異なると記述されているのもであり、2版と3版の技術的な内容が異なるものではない。
1.2.8.7	危険エネルギー - レベル			=	3版1.2.8.8項へ移動。
		1.2.8.7	制限電流回路	=	2版1.2.8.6項より移動。
1.2.8.8	T N V回路			=	3版1.2.8.9項へ移動。
		1.2.8.8	危険エネルギー - レベル	=	2版1.2.8.7項より移動。
1.2.8.9	T N V - 1回路			=	3版1.2.8.10項へ移動。
		1.2.8.9	T N V回路	=	2版1.2.8.8項より移動。2版付属書V項の表V.1(S E L V回路とT N V回路の電圧範囲)が本項に包含された。
1.2.8.10	T N V - 2回路			=	3版1.2.8.11項へ移動。
		1.2.8.10	T N V - 1回路	=	2版1.2.8.9項より移動。
1.2.8.11	T N V - 3回路			=	3版1.2.8.12項へ移動。
		1.2.8.11	T N V - 2回路	=	2版1.2.8.10項より移動。
		1.2.8.12	T N V - 3回路	=	2版1.2.8.11項より移動。
1.2.9	絶縁	1.2.9	絶縁		項目名のみ。
1.2.9.1	機能絶縁	1.2.9.1	機能絶縁	=	
1.2.9.2	基礎絶縁	1.2.9.2	基礎絶縁	=	
1.2.9.3	付加絶縁	1.2.9.3	付加絶縁	=	
1.2.9.4	二重絶縁	1.2.9.4	二重絶縁	=	
1.2.9.5	強化絶縁	1.2.9.5	強化絶縁	=	
1.2.9.6	動作電圧	1.2.9.6	動作電圧	=	「注:2.2.7項参照」が削除。
1.2.9.7	削除				削除

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		1.2.9.7	ピーク動作電圧		新規用語定義。概要：機器内部で繰り返し発生するピーク電圧は含むが、外部からの一時的な現象は含まない。
		1.2.9.8	要求耐電圧		新規用語定義。概要：絶縁が耐える事を要求されるピーク電圧値を言う。
		1.2.9.9	主電源過渡電圧		新規用語定義。概要：交流主電源に現れる過渡的な現象によって、機器の電源入力部に予測される最大ピーク電圧を言う。
		1.2.9.10	電気通信網過渡電圧		新規用語定義。概要：通信回路網の過渡的な現象によって機器の通信回線網への接続点に予測される最大ピーク電圧を言う。
1.2.10	沿面距離及び空間距離	1.2.10	空間距離及び沿面距離		項目名変更。
1.2.10.1	沿面距離			=	3版1.2.10.2項へ移動。
		1.2.10.1	空間距離	=	2版1.2.10.2項より移動。
1.2.10.2	空間距離			=	3版1.2.10.1項へ移動。
		1.2.10.2	沿面距離	=	2版1.2.10.1項より移動。
1.2.10.3	境界表面	1.2.10.3	境界表面	=	
1.2.11	コンポーネント	1.2.11	コンポーネント		項目名のみ。
1.2.11.1	削除				削除
		1.2.11.1	サーモスタット	=	2版1.2.11.2項より移動。
1.2.11.2	サーモスタット			=	3版1.2.11.1項へ移動。
		1.2.11.2	温度制限器	=	2版1.2.11.3項より移動。
1.2.11.3	温度制限器			=	3版1.2.11.2項へ移動。
		1.2.11.3	温度過昇防止器	=	2版1.2.11.4項より移動。
1.2.11.4	温度過昇防止器			=	3版1.2.11.3項へ移動。
		1.2.11.4	自動復帰型温度過昇防止器	=	2版1.2.11.5項より移動。
1.2.11.5	自動復帰型温度過昇防止器			=	3版1.2.11.4項へ移動。
		1.2.11.5	手動復帰型温度過昇防止器	=	2版1.2.11.6項より移動。
1.2.11.6	手動復帰型温度過昇防止器			=	3版1.2.11.5項へ移動。
		1.2.11.6	相互接続ケーブル	=	2版1.2.11.7項より移動。
1.2.11.7	相互接続ケーブル			=	3版1.2.11.6項へ移動。
1.2.12	電力供給				3版付属書VI項へ移動。項目名のみ、また、項目名変更。
1.2.12.1	T N電源システム				3版付属書V.2項へ移動。
1.2.12.2	T T電源システム				3版付属書V.3項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
1.2.12.3	I T電源システム				3版付属書V.4項へ移動。
		1.2.12	燃焼性		2版1.2.13項より移動。項目名のみ。
		1.2.12.1	材料の難燃性区分	=	2版1.2.13.1項より移動。
		1.2.12.2	V - 0材		2版1.2.13.2項より移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
		1.2.12.3	V - 1材		2版1.2.13.3項より移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
		1.2.12.4	V - 2材		2版1.2.13.4項より移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
		1.2.12.5	5 V材	=	2版1.2.13.5項より移動。付属書A.9項は、IEC707又はその他代替方法を含める改正により削除される可能性がある旨の注釈が削除された。
		1.2.12.6	H F - 1発泡材	=	2版1.2.13.6項より移動。
		1.2.12.7	H F - 2発泡材	=	2版1.2.13.7項より移動。
		1.2.12.8	H B材	=	2版1.2.13.8項より移動。
		1.2.12.9	H B F発泡材	=	2版1.2.13.9項より移動。
		1.2.12.10	爆発限界点	=	2版1.2.13.10項より移動。
1.2.13	燃焼性				3版1.2.12項へ移動。項目名のみ。
1.2.13.1	材料の難燃性区分			=	3版1.2.12.1項へ移動。
1.2.13.2	V - 0材				3版1.2.12.2項へ移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
1.2.13.3	V - 1材				3版1.2.12.3項へ移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
1.2.13.4	V - 2材				3版1.2.12.4項へ移動。但し附属書A.6の適合基準が若干異なる。
1.2.13.5	5 V材			=	3版1.2.12.5項へ移動。
1.2.13.6	H F - 1発泡材			=	3版1.2.12.6項へ移動。
1.2.13.7	H F - 2発泡材			=	3版1.2.12.7項へ移動。
1.2.13.8	H B材			=	3版1.2.12.8項へ移動。
1.2.13.9	H B F発泡材			=	3版1.2.12.9項へ移動。
1.2.13.10	爆発限界点			=	3版1.2.12.10項へ移動。
		1.2.13	その他		2版1.2.14項より移動。項目名のみ。
		1.2.13.1	型式試験	=	2版1.2.14.1項より移動。
		1.2.13.2	抜取試験		新規用語定義。概要：製品ロットから無作為に抽出した一定数の試験品に対して行う試験を言う。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		1.2.13.3	ルーチン試験	=	2版1.2.14.2項より移動。
		1.2.13.4	直流電圧	=	2版1.2.14.3項より移動。
		1.2.13.5	保守者	=	2版1.2.14.4項より移動。
		1.2.13.6	使用者	=	2版1.2.14.6項より移動。
		1.2.13.7	操作者	=	2版1.2.14.5項より移動。
		1.2.13.8	電気通信網	=	2版1.2.14.7項より移動。
		1.2.13.9	機能接地		新規用語定義。概要：機器又は装置において、安全以外の目的に必要な接地点を言う。
		1.2.13.10	保護接地導体		新規用語定義。概要：機器の主保護接地点と建造物の設備接地点を結ぶための建造物の設備配線又は電源供給コードの導体を言う。
		1.2.13.11	保護ボンディング導体		新規用語定義。概要：安全のために接地が必要な機器の一部に主保護接地端子を繋ぐ機器内部の導体又は導電部品の組み合わせを言う。
		1.2.13.12	タッチカレント		新規用語定義。概要：2つの接触可能な部品又は1つ以上の接触可能な部品とアースを同時に接触した時に人体に流れる電流を言う。2版アース漏洩電流試験評価に代わる評価である。但し試験方法、試験回路など、評価の内容は若干異なる。
		1.2.13.13	保護導体電流		新規用語定義。概要：通常動作状態の下で保護接地線を流れる電流を言う。2版アース漏洩電流試験評価に代わる評価である。タッチカレントが3.5mAを超えた場合に適用される。
1.2.14	その他				3版1.2.13項へ移動。項目名のみ。
1.2.14.1	型式試験			=	3版1.2.13.1項へ移動。
1.2.14.2	ルーチン試験			=	3版1.2.13.3項へ移動。
1.2.14.3	直流電圧			=	3版1.2.13.4項へ移動。
1.2.14.4	保守者			=	3版1.2.13.5項へ移動。
1.2.14.5	操作者			=	3版1.2.13.7項へ移動。
1.2.14.6	使用者			=	3版1.2.13.6項へ移動。
1.2.14.7	電気通信網			=	3版1.2.13.8項へ移動。
1.2.14.8	削除				削除
1.3	一般要求事項	1.3	一般要求事項		項目名のみ。
1.3.1	(タイトル無し)			=	3版1.3.2項へ移動。また、注1、2は、3版1.3.4項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		1.3.1	要求事項の適用		新規追加要求。概要：3版1.3項から1.3.9項を適用する場合の基本的な概念が明記された。
1.3.2	(タイトル無し)			=	3版1.7.2項の「安全性に関する指示」に包含された。
		1.3.2	機器の設計及び構造	=	2版1.3.1項(注1、2除く)より移動。
1.3.3	(タイトル無し)			x	削除。
		1.3.3	電源電圧		新規追加要求。概要：設計範囲内のいかなる電源電圧を機器に印可しても、安全性が損なわれない構造であること。
		1.3.4	特別に規定しない機器	=	2版1.3.1項(注1、2のみ)より移動。項目名新設。
		1.3.5	等価な材料	=	2版1.4.14項より移動。
		1.3.6	輸送、使用の間の置かれ方		新規追加要求。概要：機器の姿勢によって、要求事項の適用又は試験結果に大きな差が出る事が考えられる場合は、設置指示書・取り扱い説明書で認められたあらゆる姿勢で適合性を調べる事。また、「可搬型機器」の場合は、持運び、使用時を考慮した姿勢で適合性を調べる事。
		1.3.7	基準の選択		新規追加要求。概略：判定基準、試験条件を選択できる場合は、製造者が選択したものを適用できる。
		1.3.8	規格における例		新規追加要求。概略：本規格内で「e.g.」又は「such as」で始まる記述のもとに、機器、部品、構造体系、設計技術及び故障の事例を掲げている場合でも、例示事例以外が除外されることはない。
		1.3.9	導電性を持つ液体	=	2版1.4.10項より移動。
1.4	試験に関する一般条件	1.4	試験に関する一般条件		項目名のみ。
1.4.1	(タイトル無し)	1.4.1	試験の適用	=	項目名追加。
1.4.2	(タイトル無し)	1.4.2	型式試験	=	項目名追加。
1.4.3	(タイトル無し)	1.4.3	試験サンプル	=	項目名追加。
1.4.4	(タイトル無し)	1.4.4	試験のための操作条件	=	項目名追加。
1.4.5	(タイトル無し)	1.4.5	試験のための電源電圧	=	項目名追加。2版1.6.5項が包含された。
1.4.6	(タイトル無し)	1.4.6	試験のための電源周波数	=	項目名追加。
1.4.7	(タイトル無し)			=	3版1.4.12項へ移動。
		1.4.7	電気計測器	=	2版1.4.11項より移動。項目名追加。
1.4.8	(タイトル無し)			=	3版1.4.13項へ移動。
		1.4.8	正常動作電圧		新規追加要求。概要：ELV、SELV、TNV回路の電圧の測定条件が規定された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
1.4.9	(タイトル無し)			=	3版1.4.10項へ移動。
		1.4.9	アース間電圧測定		2版1.4.13項より移動。意図して接地しない回路の測定方法が規定された。
1.4.10	導電性を持つ液体			=	3版1.3.9項へ移動。
		1.4.10	供試機器の負荷構成	=	2版1.4.9項より移動。項目名追加。
1.4.11	電気計測器			=	3版1.4.7項へ移動。
		1.4.11	通信網からの電源		新規追加要求。概要：通信網から利用できる電力は、15VA以内に制限されているとみなす。
1.4.12	擬似故障及び異常状態				3版1.4.14項へ移動。
		1.4.12	温度測定条件	=	2版1.4.7項より移動。項目名追加。
1.4.13	アース間電圧測定				3版1.4.9項へ移動。
		1.4.13	温度測定方法	=	2版1.4.8項より移動。項目名追加。
1.4.14	等価な材料			=	3版1.3.5項へ移動。
		1.4.14	擬似故障及び異常状態		2版1.4.12項より移動。疑似故障及び異常動作状態を模擬する場合、また、絶縁物又は部品の一故障が生じた状態に指定がある場合の試験条件が追加された。
1.5	コンポーネント	1.5	コンポーネント		項目名のみ。
1.5.1	一般	1.5.1	一般	=	
1.5.2	コンポーネントの評価及び試験	1.5.2	コンポーネントの評価及び試験	=	但し、3版では、温度調節器の要求が1.5.3項に小分けされた。
1.5.3	変圧器			=	3版1.5.4項へ移動。
		1.5.3	温度調節器	=	温度調節器の要求のみ、2版1.5.2より移動。項目名新設。
1.5.4	高電圧部品			=	3版4.7.3.6項へ移動。
		1.5.4	変圧器	=	2版1.5.3項より移動。
1.5.5	相互接続ケーブル	1.5.5	相互接続ケーブル	=	
1.5.6	電源用コンデンサ	1.5.6	一次回路に接続するコンデンサ		IEC60384-14:1981に適合するコンデンサの使用は認められない。又、「一次回路」と「保護接地」間に使用するコンデンサに対しての要求が追加された。
		1.5.7	部品で橋絡した二重絶縁又は強化絶縁	=	2版2.2.8項より移動。判定方法が追加された。
		1.5.7.1	橋絡コンデンサ		2版2.2.8.1項より移動。IEC60384-14:1981に適合するクラスU又はYコンデンサの使用は認められない。
		1.5.7.2	橋絡抵抗	=	2版2.2.8.2項より移動。
		1.5.7.3	接近出来る部分	=	2版2.2.8.3項より移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		1.5.8	IT電源システムに関する機器内部品		2版1.6.4項より移動。IEC384-14:1981に適合するコンデンサの使用は認められない。
1.6	電源インターフェイス	1.6	電源インターフェイス		項目名のみ。
1.6.1	入力電流			=	3版1.6.2項へ移動。
		1.6.1	AC電源分配システム		新規追加要求。概要：AC電源分配システムは、TN、TT又はITに分類する。また、オーストラリアでは、TN-Sとその他のシステムが適応される旨の注釈が規定された。
1.6.2	手持型機器の電圧限度			=	3版1.6.3項へ移動。
		1.6.2	入力電流	=	2版1.6.1項より移動。
1.6.3	中性線			=	3版1.6.4項へ移動。
		1.6.3	手持型機器の電圧限度	=	2版1.6.2項より移動。判定方法が追加された。
1.6.4	IT電源システムに関する機器内部品				3版1.5.8項へ移動。
		1.6.4	中性線	=	2版1.6.3項より移動。判定方法が追加された。
1.6.5	電源電圧の許容差			=	3版1.4.5項へ移動(包含)。
1.7	表示及び取り扱い説明書	1.7	表示及び取り扱い説明書		2版は項目名のみだが、3版は機器表示及び取り扱い説明書の追加要求事項として、関連する項番及び項目名が追記された。
1.7.1	電源定格	1.7.1	電源定格	=	
1.7.2	安全性に関する指示	1.7.2	安全性に関する指示	=	
1.7.3	短時間繰り返し運転	1.7.3	短時間繰り返し運転	=	
1.7.4	電源電圧調整	1.7.4	電源電圧調整	=	
1.7.5	電源アウトレット	1.7.5	機器の電源供給用コンセント	=	項目名変更。
1.7.6	ヒューズ	1.7.6	ヒューズの識別		項目名変更。保守者に対する警告は、2.7.6項を参照する旨の注釈が追加された。
1.7.7	配線用端子	1.7.7	配線用端子	=	項目名のみとなり、要求内容は、1.7.7.1項及び1.7.7.2項に小分けされた。
1.7.7.1	保護設置端子	1.7.7.1	保護接地とボンディング端子	=	項目名変更。
1.7.7.2	外部一次電源導体配線用端	1.7.7.2	AC主電源導体用端子	=	項目名変更。
1.7.8	制御器及び指示器	1.7.8	制御器及び指示器	=	
1.7.8.1	(タイトル無し)	1.7.8.1	識別、配置及び表示	=	項目名追加。2版1.7.8.5項が本項に包含された。
1.7.8.2	(タイトル無し)	1.7.8.2	色	=	項目名追加。
1.7.8.3	(タイトル無し)	1.7.8.3	記号		項目名追加。記号、Iを2次電源スイッチに使用することを認めた。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
1.7.8.4	(タイトル無し)	1.7.8.4	数字を使う表示	=	項目名追加。
1.7.8.5	(タイトル無し)			=	3版1.7.8.1項に包含された。
1.7.9	複数電源の断路(分離)	1.7.9	複数電源の断路(分離)	=	
1.7.10	IT電源システム	1.7.10	IT電源システム	=	
1.7.11	建造物電気設備による保護			=	3版2.7.1項へ移動。
		1.7.11	自動温度調節器(サーモスタット)及びその他の制御装置	=	2版1.7.13項より移動。
1.7.12	高漏洩電流				3版5.1.7項へ移動。
		1.7.12	言語		2版1.7.14項より移動。ドイツのデビエーション(安全又保守者に対する情報は、ドイツ語を要求する)が追記された。
1.7.13	自動温度調節器(サーモスタット)及びその他の制御			=	3版1.7.11項へ移動。
		1.7.13	耐久性	=	2版1.7.15項より移動。
1.7.14	言語				3版1.7.12項へ移動。
		1.7.14	取り外し可能部分	=	2版1.7.16項より移動。
1.7.15	耐久性			=	3版1.7.13項へ移動。
		1.7.15	交換可能な電池		項目名変更。2版1.7.17項より移動。リチウム電池以外の交換可能な電池に対しても、電池のそば、使用説明書等に注意文言を表示する必要がある。また、判定方法が追加された。
1.7.16	取り外し可能部分			=	3版1.7.14項へ移動。
		1.7.16	工具の使用による操作者の接近	=	2版1.7.18項より移動。
1.7.17	リチウム電池				3版1.7.15項へ移動。
		1.7.17	進入制限のある場所用の機器	=	2版1.7.19項より移動。
1.7.18	工具の使用による操作者の接近			=	3版1.7.16項へ移動。
1.7.19	進入制限のある場所用の機			=	3版1.7.17項へ移動。

2章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項。

× 要求削除。

空欄 項目名のみで要求事項がない。

IEC60950第2版（修正A4までを含む）		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
2	危険からの保護	2	危険からの保護		項目名のみ。
2.1	感電及びエネルギーによる危険に対する保護	2.1	感電及びエネルギーによる危険に対する保護		オーストラリアに追加要求事項がある旨の注釈が追加された。
2.1.1	充電部分への接触	2.1.1	使用者が接触する部分における保護	=	項目名変更。
		2.1.1.1	充電部分への接触		2版2.1.2項及び6.2.2.1項より移動。項目名変更。2版の2.1.2項の要求事項に加え、TNV回路からの保護要求（2版の6.2.2.1項）が追加された。また、2版6.2.2.1項は、TNV-2及びTNV-3に対してのみの要求であったが、本項では、全てのTNV回路に対して要求される。
		2.1.1.2	電池収納部		2版6.2.2.2項より移動。但し、2版6.2.2.2項は、TNV-2及びTNV-3に対してのみの要求であったが、本項では、全てのTNV回路に対する要求事項となった。
		2.1.1.3	ELV配線への接触		2版2.1.3.1項より移動。項目名変更。2版の要求事項に加え、付加絶縁に対して、5.2.2項の耐電圧試験適合の要求が追加された。
		2.1.1.4	危険電圧回路配線へのアクセス	=	2版2.1.3.2項より移動。項目名変更。
		2.1.1.5	エネルギーによる危険	=	2版2.1.5項より移動。項目名変更。
		2.1.1.6	手動操作部分		2版2.1.7項及び2.1.8項より移動。項目名変更。2版2.1.7項の要求事項に加え、TNV回路についても本項が適用される。判定方法から耐電圧試験が削除された。
		2.1.1.7	一次回路のコンデンサの放電	=	2版2.1.10項より移動。項目名追加。
2.1.2	操作者が接近する区域における保護				3版2.1.1.1項へ移動。
		2.1.2	保守者アクセスエリアにおける保護	=	2版2.1.4.1項及び2版2.3.4項第3のダッシュより移動。但し、2版2.3.4項第3のダッシュの内容にTNV回路についての内容が追加された。
2.1.3	内部配線への接近			×	項目名のみ。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.1.3	アクセス接近場所における保護	=	2版2.1.4.2項より移動。
2.1.3.1	E L V回路				3版2.1.1.3項へ移動。
2.1.3.2	危険電圧回路			=	3版2.1.1.4項へ移動。
2.1.4	保守者接近区域及び接近制限場所における保護			×	項目名のみ。
2.1.4.1	保守者アクセスエリアにおける保護				3版2.1.2項へ移動。
2.1.4.2	アクセス接近場所における			=	3版2.1.3項へ移動。
2.1.5	操作者アクセスエリアのエネルギーによる危険			=	3版2.1.1.5項へ移動。
2.1.6	導電性外かく内部の空間距離			=	3版4.2.4項へ移動(包含)。2版2.1.6項では、エネルギーの危険についてのみを言及しているが、3版4.2.4項では、感電及びその他の危険についても言及しており、その中に包含された。
2.1.7	手動操作部分の軸				3版2.1.1.6項へ移動。
2.1.8	手動操作部分の分離				3版2.1.1.6項へ移動。
2.1.9	(タイトル無し)			×	移動先見当たらず。
2.1.10	(タイトル無し)			=	3版2.1.1.7項へ移動。
2.2	絶縁			=	3版2.9項へ移動。項目名のみ。項目名変更。
2.2.1	絶縁の方法			×	電気絶縁の達成方法に関する説明文であったが、3版では、この説明文が削除された。
2.2.2	絶縁材料の特性				3版2.9.1項へ移動。ドライブベルトや連結器についての規制が追加された。
2.2.3	加湿処理				3版2.9.2項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。製造者の同意の元に処理時間を延長可能にする文章が追加された。
2.2.4	絶縁に対する要求事項			=	3版2.9.3項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.5	絶縁パラメーター			=	3版2.9.4項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.6	絶縁の分類			=	3版2.9.5項へ移動。注)として、用語『導電部』に関する説明文が追加された。文章中の参照項目番号が変更された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
2.2.7	動作電圧の決定方法			=	3版2.10.2項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.7.1	一般規定			=	3版2.10.2項へ移動。(2.10.2項に含まれた。)
2.2.7.2	一次回路の空間距離			=	3版2.10.3.2項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.7.3	二次回路の空間距離			=	3版2.10.3.3項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.7.4	沿面距離				3版2.10.4項へ移動。
2.2.7.5	耐電圧試験				3版5.2.2項へ移動。
2.2.8	部品によって橋絡される二重絶縁または強化絶縁				3版1.5.7項へ移動。判定条件を追加した。
2.2.8.1	橋絡コンデンサ			=	3版1.5.7.1項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.8.2	橋絡抵抗			=	3版1.5.7.2項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.2.8.3	可触部分			=	3版1.5.7.3項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
		2.2	安全特別低電圧 (SELV) 回路	=	2版2.3項より移動。
		2.2.1	一般要求事項		2版2.3.1より移動。判定方法の記載が追加された。電気通信網への接続を意図する場合の考慮文が削除された。
		2.2.2	通常状態での電圧		2版2.3.2項より移動。クラス 機器のSELV回路と保護接地端子間電圧要求が削除された。
		2.2.3	故障状態での電圧	=	2版2.3.3項より移動。
		2.2.3.1	二重絶縁又は強化絶縁による分離	=	2版2.3.3.1項より移動。
		2.2.3.2	アースされたスクリーンによる分離	=	2版2.3.3.2項より移動。
		2.2.3.3	SELV回路のアースによる保護 (方法3)	=	2版2.3.3.3項より移動。適用例として、注記が追加された。
		2.2.4	SELV回路とその他の回路との接続	=	2版2.3.5項より移動。注)として、ノルウェーにおける要求事項に関して、1.7.2項の注4及び6.1.2.1項の注3を参照する旨の注釈が追加された。
2.3	安全特別低電圧 (SELV) 回路			=	3版2.2項へ移動。
2.3.1	一般要求事項				3版2.2.1項へ移動。
2.3.2	通常状態での電圧				3版2.2.2項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
2.3.3	故障状態での電圧				3版2.2.3項へ移動。
2.3.3.1	二重絶縁又は強化絶縁による分離(方法1)			=	3版2.2.3.1項へ移動。
2.3.3.2	アースされたスクリーンによる分離(方法2)			=	3版2.2.3.2項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
2.3.3.3	SELV回路のアースによる保護(方法3)				3版2.2.3.3項へ移動。
2.3.4	追加の構造要求			×	第3ダッシュのみ、3版2.1.2項へ移動。その他は移動先見当たらず。
2.3.5	SELV回路とその他の回路との接続			=	3版2.2.4項へ移動。文章中の参照項目番号が変更された。
		2.3	T N V回路	=	2版6.2.1.1項より移動。
		2.3.1	限度値		2版6.2項より移動。文章中の参照項目番号が変更された。電話呼出し信号についての記載が削除された。
		2.3.2	その他の回路及びアクセス可能部分からの分離		2版6.2項より移動。文章中の参照項目番号が変更された。カナダ、米国についての注が追加された。保護接地端子について、プラグ接続型による要求内容が異なった。
		2.3.3	危険電圧からの分離	=	2版6.2.1.4項より移動。デンマークについての注が追加された。
		2.3.4	T N V回路の他の回路への接続	=	2版6.2.1.5項より移動。文章中の参照項目番号が変更された。フィンランドについての注が追加された。
		2.3.5	外部要因により発生する動作電圧の試験	=	2版6.2.1.3項より移動。
2.4	制限電流回路	2.4	制限電流回路		項目名のみ。
2.4.1	(タイトル無し)	2.4.1	一般要求事項	=	項目名追加。文章中の参照項目番号が変更された。
2.4.2	(タイトル無し)	2.4.2	制限値	=	2版2.4.2項から2.4.5項の要求内容が3版では、2.4.2項の1つに包含された。また、注1)として、許容限度値 $45/U$ は、有効蓄積電荷を $45\mu C$ とし、注2)として、許容限度値 $700/U_2$ は、有効エネルギーを $350mJ$ に相当する旨の注釈が追加された。
2.4.3					
2.4.4					
2.4.5					
		2.4.3	制限電流回路から他の回路への接続	=	2版2.4.6項より移動。項目名追加。文章中の参照項目番号が変更された。
2.4.6	(タイトル無し)			=	3版2.4.3項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
2.5	接地規定			=	3版2.6項へ移動。項目名変更。文章中の参照項目番号が変更された。
2.5.1	クラス 機器				3版2.6.1項へ移動。項目名変更。過電流保護装置動作の要求、機器の部分の詳細追加。文章中の参照項目番号が変更された。
2.5.2	(タイトル無し)				3版2.6.1項へ移動。項目名変更。分離手段、指示記号追加。文章中の参照項目番号が変更された。
2.5.3	(タイトル無し)			=	3版2.6.5.2項へ移動。
2.5.4	(タイトル無し)			=	3版2.6.5.1項へ移動。
2.5.5	(タイトル無し)			=	3版2.6.3.4項へ移動。
2.5.6	(タイトル無し)			=	3版2.6.5.3項へ移動。
2.5.7	(タイトル無し)			=	3版2.6.5.4項へ移動。
2.5.8	(タイトル無し)			=	3版2.6.5.5項へ移動。
2.5.9	(タイトル無し)				3版2.6.4.1項の一部として含まれた。
2.5.10	耐腐食性			=	3版2.6.5.6項へ移動。
2.5.11	保護接地導体の抵抗				3版2.6.3.3項へ移動。要求項目が変更された。
		2.5	有限電源	=	2版2.11項より移動。
2.6	一次電源からの遮断				3版3.4項へ移動。
2.6.1	一般要求			=	3版3.4.1項へ移動。
2.6.2	断路用器具			=	3版3.4.2項へ移動。
2.6.3	永久接続型機器			=	3版3.4.3項へ移動。
2.6.4	充電部が残っている断路用器具の部分			=	3版3.4.4項へ移動。
2.6.5	可とうコードに取り付けたスイッチ			=	3版3.4.5項へ移動。
2.6.6	単相機器			=	3版3.4.6項へ移動。
2.6.7	三相機器			=	3版3.4.7項へ移動。
2.6.8	断路用器具としてのスイッ			=	3版3.4.8項へ移動。
2.6.9	断路用器具としてのプラグ			=	3版3.4.9項へ移動。
2.6.10	- 削除 -				将来の使用のために空けておく
2.6.11	相互接続された機器			=	3版3.4.10項へ移動。
2.6.12	複数の電源供給			=	3版3.4.11項へ移動。
2.6.13	- 削除 -				将来の使用のために空けておく

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.6	接地とボンディング導体の規定		2版2.5項より移動。2版2.5項の保護接地が、保護接地と保護ボンディング(接続)に分類された。 - 保護接地： 電源コード、インレット等、保護接地の大元の部分。 - 保護ボンディング： 保護接地以外の保護接続の部分。
		2.6.1	保護接地		2版2.5.1項より移動。保護接地の具体的な部位について追加あり。
		2.6.2	機能接地		新規追加要求。機能接地について具体的に記述。
		2.6.3	保護接地と保護ボンディング導体		新規追加要求。具体的な要求は2.6.3.1及び2.6.3.2項に記述。
		2.6.3.1	保護接地導体の寸法		新規追加要求。保護接地導体の寸法を規定。
		2.6.3.2	保護ボンディング導体の寸法		新規追加要求。保護ボンディング導体の寸法を規定。
		2.6.3.3	接地導体と終端の抵抗		新規追加要求。導体の寸法及び、終端端子の寸法規定に適合する場合、試験は適用されない。寸法規定に適合しない場合、新規試験が適用される。(2版のアース導通性試験内容と若干異なる。)
		2.6.3.4	絶縁物の色	=	2版2.5.5項より移動。項目名追加。
		2.6.4	端子		新規追加要求。具体的な要求は2.6.4.1及び2.6.4.2項に記述。
		2.6.4.1	保護接地と保護ボンディング端子		新規追加要求。端子の寸法の規定。一部2版2.5.9項を含む。
		2.6.4.2	保護ボンディング導体からの保護接地導体の分離		2版2.5.6項の内容の一部より移動。保護接地と保護ボンディングの分離についての要求。
		2.6.5	保護接地の完全性		項目名のみ。
		2.6.5.1	機器の相互接続		新規追加要求。相互接続された機器のシステムで、保護接地は機器の配列に関係なく、すべての保護接地接続を保証する事。
		2.6.5.2	保護接地導体と保護ボンディング導体内のコンポーネント	=	2版2.5.3項より移動。項目名追加。
		2.6.5.3	保護接地の切り離し	=	2版2.5.6項より移動。項目名追加。適否確認方法追加。
		2.6.5.4	操作者が取り外せる部品	=	2版2.5.7項より移動。項目名追加。適否確認方法追加。
		2.6.5.5	保守中に取り外される部品	=	2版2.5.8項より移動。項目名追加。適否確認方法追加。
		2.6.5.6	耐腐食性	=	2版2.5.10項より移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.6.5.7	保護接続用のねじ		2版3.1.11項より移動。2版では、2個以上のタッピングネジのものを保護接地接続へ使用する事が条件付けられていたが、3版では、条件さえそろえば、1個のタッピングネジでも保護接地に使用できるようになった。
		2.6.5.8	電気通信網における信頼性		新規追加要求。保護接地は電気通信網に依存しない旨の規制が追加された。
2.7	一次回路における過電流及び地絡に対する保護	2.7	一次回路における過電流及び地絡に対する保護		項目名のみ。
2.7.1	基本要件事項	2.7.1	基本要件事項	=	2版1.7.11項より移動。
2.7.2	5.4に含まれない故障	2.7.2	5.3に含まれない故障	=	項目名の5.4項を5.3項に変更。
2.7.3	短絡に対するバックアップ	2.7.3	短絡に対するバックアップ保護	=	
2.7.4	保護デバイスの数及び取り付け位置	2.7.4	保護デバイスの数及び取り付け位置		機器内の接地故障に対する保護対策を必要としない事例が追記された。
2.7.5	複数のデバイスによる保護	2.7.5	複数のデバイスによる保護	=	
2.7.6	保守者に対する警告	2.7.6	保守者に対する警告		2版では警告を装置に表示する事を義務付けられていたが、3版では、警告を機器に表示するかまたは、保守指示書に記述の事となった。
2.8	安全インターロック	2.8	安全インターロック		項目名のみ。
2.8.1	(タイトル無し)	2.8.1	一般原則	=	項目名追加。
2.8.2	(タイトル無し)	2.8.2	保護要求	=	項目名追加。
2.8.3	(タイトル無し)	2.8.3	不慮の再発性	=	項目名追加。
2.8.4	(タイトル無し)	2.8.4	故障時の安全動作		項目名追加。適否確認方法が変更された。また、可動部品を有するインターロック(後半部)の要求内容が、3版2.8.5項へ移動。
2.8.5	インターロックの解除			=	3版2.8.6項へ移動。
		2.8.5	可動部品を有するインターロック		2版2.8.4項より可動部品を有するインターロックに関する要求のみ抜粋し、本項で定義された。
2.8.6	機械的に作動するインターロックスイッチ			=	3版2.8.7項へ移動。
		2.8.6	インターロックの解除	=	2版2.8.5項より移動。
2.8.6.1	接点間距離			=	3版2.8.7.1項へ移動。
2.8.6.2	耐久試験				3版2.8.7.2項へ移動。項目名変更。試験内容変更。
2.8.6.3	信頼性				3版2.8.7.3項の一部に含まれた。
2.8.7	機械的アクチュエーター			=	3版2.8.8項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.8.7	インターロック装置内のスイッチとリレー		2版2.8.6項より移動。項目名変更。3版では、インターロックシステムとして使用するリレーについても、2.8.7項の要求が課される事になった。
		2.8.7.1	接点間距離	=	2版2.8.6.1項より移動。但し、一次回路以外の回路については、二次回路の基礎絶縁に課す空間距離が適用される。(2版は、基礎絶縁という表現がなかった。)
		2.8.7.2	過負荷試験		2版2.8.6.2項より移動。項目名が耐久試験から過負荷試験へと変更され、インターロックシステムとして使用するリレーが評価対象として加わった。
		2.8.7.3	耐久試験		2版2.8.6.3項より移動。但し、インターロックスイッチやリレーに対し、使用状態の電流(100%)を印可してのサイクル試験の要求が新たに加わった。
		2.8.7.4	電氣的強度試験		新規追加要求。インターロックスイッチやリレー間に耐圧試験が要求された。
		2.8.8	機械的アクチュエーター	=	2版2.8.7項より移動。項目名追加。
2.9	空間距離, 沿面距離及び絶縁物を通しての距離				3版2.10項へ移動。
2.9.1	概要				3版2.10.1項へ移動。
2.9.2	空間距離				3版2.10.3項へ移動。
2.9.2.1	一次回路の空間距離				3版2.10.3.2項へ移動。
2.9.2.2	二次回路の空間距離			=	3版2.10.3.3項へ移動。
2.9.3	沿面距離				3版2.10.4項へ移動。
2.9.4	固体絶縁			=	3版2.10.5項へ移動。
2.9.4.1	絶縁物を通しての最小距離			=	3版2.10.5.1項へ移動。
2.9.4.2	薄板材料			=	3版2.10.5.2項へ移動。
2.9.4.3	プリント基板			=	3版2.10.5.3項へ移動。
2.9.4.4	挟み込み絶縁なしの巻線部				3版2.10.5.4項へ移動。
2.9.5	コーティングされたプリント基板			=	3版2.10.6項へ移動。2版の2.9.5項の内容が3版では2.10.6.1項~2.10.6.6項に分けて記述された。
2.9.6	囲われた部分及び密封された部分				3版2.10.7項へ移動。
2.9.7	絶縁コンパウンドで充填した場合の絶縁距離			=	3版2.10.8項へ移動。
2.9.8	コンポーネントの外部接続			=	3版2.10.9項へ移動。
2.9.9	距離を変えることのできる			=	3版2.10.10項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.9	電気絶縁		2版2.2項より移動。
		2.9.1	絶縁材料の特性		2版2.2.2項より移動。ドライブベルトや連結器の要求が追加された。
		2.9.2	湿度処理	=	2版2.2.3項より移動。48H以上でも可を追加。
		2.9.3	絶縁に対する要求事項	=	2版2.2.4項より移動。
		2.9.4	絶縁パラメーター	=	2版2.2.5項より移動。
		2.9.5	絶縁の分類	=	2版2.2.6項より移動。
2.10	機器の相互接続				3版3.5項へ移動。
2.10.1	一般要求事項			=	3版3.5.1項へ移動。
2.10.2	相互接続回路のタイプ			=	3版3.5.2項へ移動。
2.10.3	相互接続回路としてのELV回路			=	3版3.5.3項へ移動。
		2.10	空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離		2版2.9項より移動。
		2.10.1	一般要求		2版2.9.1項より移動。固体絶縁物に関する条件が追加された。
		2.10.2	動作電圧の決定方法	=	2版2.2.7項、2.2.7.1項より移動。「2.10.10項で許されたものを除く」が追記された。
		2.10.3	空間距離		2版2.9.2項より移動。項目名のみ。
		2.10.3.1	一般要求		2版2.9.1項より移動。 付属書Gの引用についての説明が追加された。 「規定の空間距離はいかの最小値に従う事。」と2項目の空間距離の制限が追加された。 空間距離の評価時に、4.2.4項(250Nの外力試験)が追加された。
		2.10.3.2	一次回路の空間距離		2版2.9.2.1項より移動。2版の2.2.7.2項の内容を追加。「注1:より大きな過渡電圧の場合の設計法は付属書Gに示す。」が追加された。
		2.10.3.3	二次回路の空間距離	=	2版2.9.2.2項より移動。2版の2.2.7.3項の内容を追加。
		2.10.3.4	過渡電圧レベルの測定		新規追加要求。機器内部のフィルター効果などによって、任意の回路の空間距離に対する過渡電圧が、公称電圧値よりも低くなるかどうかを決定する必要がある場合に適用される。
		2.10.4	沿面距離		2版2.9.2.2項より移動。2版の2.2.7.4項の内容を追加。CT175を超える場合の規定を追加。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		2.10.5	固体絶縁	=	2版2.9.4項より移動。注1：用語「絶縁物」の説明を追加。
		2.10.5.1	絶縁物を通しての最小距離	=	2版2.9.4.1項より移動。絶縁コンパウンドで満たされたケースに入った半導体部品の扱いを明記。
		2.10.5.2	薄いシート状絶縁物	=	2版2.9.4.2項より移動。注(巻線部品の適用項目)を追加、溶剤ベースのエナメルコーティングの扱いを明記。
		2.10.5.3	プリント基板	=	2版2.9.4.3項より移動。多層基板の内層の扱いを明記、該当する付加絶縁又は強化絶縁の最小厚を追記、表2M(2版：表6A)を整理・明確化。
		2.10.5.4	巻線部品		2版2.9.4.4項より移動。項目名変更。多層絶縁電線を使用した場合の規定を追加し大幅に改訂された。
		2.10.6	コーティングされたプリント基板		2版2.9.5項より移動。項目名のみ。要求内容は、各試験項目毎に2.10.6.1項から2.10.6.6に小分けされた。
		2.10.6.1	概要	=	2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。内容的には同等。
		2.10.6.2	試験品の準備及び予備試験	=	2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。内容的には同等。
		2.10.6.3	熱サイクル		2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。実際の動作温度を試験条件に反映。
		2.10.6.4	熱エージング		2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。130 に代え、最大動作温度から温度インデックスラインを用い試験条件を決定。
		2.10.6.5	耐電圧試験	=	2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。内容的には同等。
		2.10.6.6	耐剥離性試験	=	2版の2.9.5項に対し、小項目番号とタイトル追加。内容的には同等。
		2.10.7	囲われた部分及び密封された部分		2版2.9.6項より移動。T2の規定を追加、及び熱サイクル試験中の電圧印加を追加。
		2.10.8	絶縁コンパウンドで充填した場合の絶縁距離	=	2版2.9.7項より移動。
		2.10.9	コンポーネントの外部接続部	=	2版2.9.8項より移動。
		2.10.10	距離を変えることのできる絶縁	=	2版2.9.9項より移動。
2.11	有限電源			=	3版2.5項へ移動。

3章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
3	配線, 接続及び電源の供給	3	配線, 接続及び電源の供給		項目名のみ。
3.1	概要	3.1	概要		項目名のみ。
3.1.1	(タイトル無し)	3.1.1	電流定格及び過電流保護	=	項目名追加。
3.1.2	(タイトル無し)	3.1.2	機械的損傷に対する保護	=	項目名追加。
3.1.3	(タイトル無し)	3.1.3	内部配線の確保	=	項目名追加。
3.1.4	(タイトル無し)			=	3版3.1.9項へ移動。
		3.1.4	導体の絶縁	=	2版3.1.5項より移動。項目名追加。注)として、絶縁被覆の色に関して、2.6.3.4項を参照する旨の注釈が追加された。
3.1.5	(タイトル無し)			=	3版3.1.4項へ移動。
		3.1.5	ビーズ及びセラミック絶縁物		2版3.1.7項より移動。項目名追加。また、検査結果によっては、10Nの外力試験を実施して判断する必要がある。
3.1.6	(タイトル無し)				3版2.6.2項へ移動。
		3.1.6	電気接触圧のためのねじ		2版3.1.8項より移動。また、注)として、2.6.5.7項(新規要求事項)を参照する旨の注釈が追加された。
3.1.7	(タイトル無し)				3版3.1.5項へ移動。
		3.1.7	電気接続部の非金属材料		2版3.1.9項より移動。また3版では、保護接地機能(2.6項)についても、本要求事項が適応される。
3.1.8	(タイトル無し)				3版3.1.6項へ移動。
		3.1.8	セルフタッピングねじとスペーススレッドねじ		2版3.1.11項より移動。また、注)として、2.6.5.7項(新規要求事項)を参照する旨の注釈が追加された。
3.1.9	(タイトル無し)				3版3.1.7項へ移動。
		3.1.9	導体の終端		2版3.1.4項、3.3.4項、4.3.9項より移動。10Nの引っ張り力、要求に適した例等が追加された。
3.1.10	撚り線			=	3版3.3.8項へ移動。
		3.1.10	電線のスリ-ブ	=	2版4.3.7項より移動。また、本要求事項に合致した適合事例が追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
3.1.11	セルフタッピングねじ				3版2.6.5.7項へ移動。2版では、2個以上のタッピングネジののをの保護接地接続へ使用する事が条件付けられていたが、3版では、条件さえそろえば、1個のタッピングネジでも保護接地に使用できるようになった。
3.2	一次電源接続	3.2	交流主電源への接続		項目名変更。
3.2.1	接続の方法	3.2.1	接続の方法	=	要求事項のうち、複数電源の規定を3.2.2項へ移した。
3.2.2				=	3版3.2.3項へ移動。 項目名、オーストラリア事項が追加された。
		3.2.2	複数電源接続	=	2版3.2.1項より移動。要求事項のうちの複数電源の規定と同じ。適合判定に試験指を追加。
3.2.3					3版3.2.4項へ移動。項目名追加。 Class 用インレットに対する要求事項削除。
		3.2.3	恒久接続型機器	=	2版3.2.2項より移動。 項目名、オーストラリア事項が追加された。
3.2.4					3版3.2.5項へ移動。項目名追加。 PVCを着脱不能/着脱可能に分けて規定。 着脱可能コードには機器の重量制限なしを追加。 保護接地線の要求からクラス 限定を削除。 オーストラリア事項を追加。 シールドコードの注3を追加。 表3Bで、160~460Aに対する要求および、注記が追加された。
		3.2.4	機器用インレット		2版3.2.3項より移動。項目名追加。Class 用インレットに対する要求事項削除。
3.2.5	コード締付具及び張力止めとしてのコード留め				3版3.2.6項へ移動。 コードをねじ留めする場合の条件を追加。
		3.2.5	電源コード		2版3.2.4項より移動。項目名追加。 PVCを着脱不能/着脱可能に分けて規定。 着脱可能コードには機器の重量制限なしを追加。 保護接地線の要求からクラス 限定を削除。 オーストラリア事項を追加。 シールドコードの注3を追加。 表3Bで、160~460Aに対する要求および、注記が追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
3.2.6					3版3.2.7項へ移動。 項目名追加。 金属ケ-スのクラス 機器 保護接地されていない導電部部分に変更された。
		3.2.6	コ-ド留め及びストレインリリース		2版3.2.5項から移動。 コードをねじ留めする場合の条件を追加。
3.2.7				=	3版3.2.8項へ移動。
		3.2.7	機械的損傷に対する保護		2版3.2.6項より移動。項目名追加。 金属ケ-スのクラス 機器 保護接地されていない導電部部分に変更された。
3.2.8					3版3.2.9項へ移動。項目名追加。 クラス 機器 保護接地されていない導電部に変更された。
		3.2.8	コ-ドガ-ド	=	2版3.2.7項より移動。項目名追加。
		3.2.9	電源配線用スペース		2版3.2.8項より移動。項目名追加。 クラス 機器 保護接地されていない導電部に変更された。
3.3	外部一次電源導電部用の配線端子	3.3	外部導電部接続用の配線端子		項目名変更。 3.3項の規程内容を追加。
3.3.1		3.3.1	配線端子	=	項目名追加。「2.6.4項を参照する事」が追加された。
3.3.2		3.3.2	非着脱式電源コ-ドの接続		項目名追加。2版の3.3.2項の要求事項のうち、接続方法の規定を3.1.9へ移した。 項目名追加。適否で、5Nの引っ張り力規定を削除。
3.3.3		3.3.3	ねじ端子		保護接地端子について、「2.6.4.1項を参照する事」が追加された。
3.3.4				×	内容が削除された。
		3.3.4	端子に接続する導体寸法	=	2版3.3.5項より移動。項目名追加。
3.3.5				=	3版3.3.4項へ移動。
		3.3.5	配線端子の寸法		2版3.3.6項から移動。項目名追加。 スタッド端子にワッシャを使う要求が削除された。 保護接地導体用の端子が追加された。 ねじタイプの定義が追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
3.3.6					3版3.3.5項へ移動。 項目名追加。 スタッド端子にワッシャを使う要求が削除された。 保護接地導体用の端子が追加された。 ねじタイプの定義が追加された。
		3.3.6	配線端子の設計	=	2版3.3.7項より移動。項目名追加。 ナットやワッシャのような具体例が追加された。
3.3.7				=	3版3.3.6項へ移動。
		3.3.7	端子のグループ化	=	2版3.3.8項より移動。項目名追加。
3.3.8				=	3版3.3.7項へ移動。
		3.3.8	より線	=	2版3.3.9項より移動。項目名追加。
3.3.9				=	3版3.3.8項へ移動。
		3.4	交流主電源からの絶縁遮断		2版2.6項より移動。
		3.4.1	一般要求事項	=	2版2.6.1項より移動。
		3.4.2	断路装置		2版2.6.2項より移動。 「- ダイレクトプラグイン機器の電源プラグ」を追加。
		3.4.3	恒久接続機器	=	2版2.6.3項より移動。
		3.4.4	充電部が残存する部分	=	2版2.6.4項より移動。項目名変更
		3.4.5	可とう電源コードにあるスイッチ	=	2版2.6.5項より移動。
		3.4.6	単相機器	=	2版2.6.6項より移動。
		3.4.7	三相機器	=	2版2.6.7項より移動。
		3.4.8	遮断装置としてのスイッチ	=	2版2.6.8項より移動。
		3.4.9	遮断装置としてのプラグ	=	2版2.6.9項より移動。
		3.4.10	相互接続機器	=	2版2.6.11項より移動。
		3.4.11	複数の電源	=	2版2.6.12項より移動。
		3.5	機器の相互接続		2版2.10項より移動。
		3.5.1	一般要求事項	=	2版2.10.1項より移動。 参照項番変更2.3項、2.2項、6項、2.3項。
		3.5.2	相互接続回路のタイプ	=	2版2.10.2項より移動。 「3.5.3で許容されている場合を除いて、相互接続回路はELV回路であってはならない。」及び適合判定が追加された。
		3.5.3	相互接続回路としてのELV回路	=	2版2.10.3項より移動。 適合判定を追加。

4章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
4	物理的要求事項	4	物理的要求事項		項目名のみ。内容は4.1項以降に記述。
4.1	安定性及び機械的な危険				項目名変更。2版は項目名のみで、4.1.1項以降に記述。
		4.1	安定性		2版4.1.1項より移動。 800Nの力の加え方を規定。項目名変更。
4.1.1				=	3版4.1項へ移動。 800Nの力の加え方を規定。
4.1.2				=	3版4.4.1, 4.4.2及び4.4.4項へ移動。項目名追加。
4.1.3				=	3版4.4.2へ移動。 項目名追加。警告の文例を追加。
4.1.4				=	3版4.3.1項へ移動。項目名追加。
4.1.5				=	3版4.2.9項へ移動。
4.2	機械的強度とストレス除去	4.2	機械的強度		項目名変更。内容は4.2.1項以降に記述。
4.2.1	概要	4.2.1	概要	=	1行目: エンクロージャ 機器。 判定基準を2版4.2.7項から移動。一部基準を追加。
4.2.2	30Nの外力試験			=	3版4.2.3項へ移動。
		4.2.2	10Nの外力試験		新規追加要求。
4.2.3	250Nの外力試験			=	3版4.2.4項へ移動。判定基準追加。試験の順番及び対象外の機器を規定。
		4.2.3	30Nの外力試験	=	2版4.2.2項より移動。 判定基準追加。
4.2.4	鋼球試験			=	3版4.2.5項へ移動。判定基準追加。適用外の機器にパネルディスプレイを追加。
		4.2.4	250Nの外力試験	=	2版4.2.3項より移動。 判定基準追加。試験の順番及び対象外の機器を規定。
4.2.5	落下試験			=	3版4.2.6項へ移動。 判定基準追加。試験適用機器に「輸送可能な機器」を追加。落下高さに許容範囲を追加。
		4.2.5	衝撃試験	=	2版4.2.4項より移動。 判定基準追加。適用外の機器にパネルディスプレイを追

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
4.2.6	応力ゆるみ試験			=	3版4.2.7項へ移動。 判定基準追加。一部規格をA.10項へ移動。
		4.2.6	落下試験	=	2版4.2.5項より移動。 判定基準追加。試験適用機器に「輸送可能な機器」を追加。落下高さに許容範囲を追加。
4.2.7	適否判定基準			=	3版4.2.1項へ移動。
		4.2.7	内部応力ゆるみ試験	=	2版4.2.6項より移動。 判定基準追加。一部規格をA.10項へ移動。
4.2.8	陰極線管(CRT)の機械的強度	4.2.8	ブラウン管	=	項目名変更。
		4.2.9	高圧ランプ	=	2版4.1.5項より移動。 項目名追加。
		4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器		新規追加要求。
4.3	細部構造				項目名のみ。内容は4.3.1項以降に記述。
4.3.1				=	3版4.3.3項へ移動。
4.3.2					使用者が触れる部分の保護として、3版4.4.2項に記述され、保守者が触れる部分の保護として、3版4.4.4項に記述された。使用者に対する規制と保守者に対する規制を明確にわけた。
4.3.3	削除 - 将来の為空欄				
4.3.4				=	3版4.3.10項へ移動。
4.3.5				=	3版4.3.2項へ移動。
4.3.6					3版の2.9.1項へ移動
4.3.7				=	3版3.1.10項へ移動。 要求に適した例が追加された。
4.3.8	削除 - 将来の為空欄				
4.3.9					3版4.3.4項へ移動。 項目名追加。 注1として、電源の固定に関する要求事項は3.1.9項に記述される旨を記しており、そのため、はんだ付けで接続されている配線、端子に接続されている配線、短い曲がらない配線、の説明が削除された。
4.3.10	削除 - 将来の為空欄				
4.3.11				=	3版4.3.9項へ移動。
4.3.12					3版4.3.13項へ移動。 項目名が追加。LEDに関する注が削除された。
4.3.13	ねじ接続の安全性				3版3.1.8項,3.1.9項へ移動。
4.3.14	エンクロージャの開口			=	3版4.6.1項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
4.3.15	エンクロージャ上側の開口			=	3版4.6.1項へ移動。
4.3.16	エンクロージャ側面の開口			=	3版4.6.1項へ移動。
4.3.17					3版4.3.5項へ移動。
4.3.18					3版4.3.6項へ移動。項目名追加。2版の「接地極のない固定ソケットアウトレット」から「製造者の意図した形で」に変更された。注記にオーストラリアと、イギリスについてのデビエーションが追加された。
4.3.19					3版4.3.11項へ移動。「気体」が追加された。
4.3.20				=	3版4.3.7項へ移動。
4.3.21					3版4.3.8項へ移動。但し、規制内容がリチウム電池だけでなく、すべての電池に対して適用される。電池に関する設計基準、判定基準が追加された。
4.3.22	接着材の老化			=	3版4.6.5項へ移動。
		4.3	設計と構造		項目名のみ。内容は4.3.1項以降に記述。
		4.3.1	辺と角	=	2版4.1.4項より移動。項目名追加。
		4.3.2	ハンドルと手動操作	=	2版4.3.5項より移動。項目名追加。
		4.3.3	調整可能なコントロール部	=	2版4.3.1項より移動。項目名追加。表示に関する注が追加された。
		4.3.4	部品の固定		2版4.3.9項より移動。項目名追加。注1として、電源の固定に関する要求事項は3.1.9項に記述される旨を記しており、そのため、はんだ付けで接続されている配線、端子に接続されている配線、短い曲がらない配線、の説明が削除された。
		4.3.5	プラグとソケットの接続		2版4.3.17項より移動。項目名追加。IEC 60083, IEC 60320に適合するコネクタへの制限が追加された。
		4.3.6	ダイレクトプラグイン機器		2版4.3.18項より移動。項目名追加。「接地極のない固定ソケットアウトレット」から「製造者の意図した形で」に変更された。注記にオーストラリアと、イギリスについてのデビエーションが追加された。
		4.3.7	接地された機器の電熱素子		2版4.3.20項より移動。項目名追加。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		4.3.8	電池		2版4.3.21項より移動。項目名追加。 2版ではリチウム電池のみが対象であったが、全ての電池が対象になった。電池に関する設計基準、判定基準が追加された。
		4.3.9	油、グリース	=	2版4.3.11項より移動。項目名追加。
		4.3.10	塵埃, 粉末, 液体又は気体	=	2版4.3.4項より移動。項目名追加。
		4.3.11	液体や気体の容器		2版4.3.19項に対し、「気体」が追加された。
		4.3.12	可燃性液体	=	2版4.4.8項より移動。
		4.3.13	放射線		2版4.3.12項より移動。項目名が追加。 LEDに関する注が削除された。
4.4	耐火性				項目名のみ。内容は4.4.1項以降に記述。
4.4.1	耐火性評価方法			=	3版4.7項及び、4.7.1項へ移動。
4.4.2	発火の危険性の最小化			=	3版の4.7項へ移動
4.4.3	材料とコンポーネントの燃				項目名のみ。内容は4.4.3.1項以降に記述。
4.4.3.1	概要			=	3版4.7.3.1項へ移動。
4.4.3.2	燃焼性			=	3版4.7.3.4項へ移動。2版の4.4.3.2、4.4.3.3、4.4.3.4項の防火用エンクロージャについての要求、及び除外がまとめて記述された。
4.4.3.3	適用除外			=	3版4.7.3.4項へ移動。2版の4.4.3.2、4.4.3.3、4.4.3.4項の防火用エンクロージャについての要求、及び除外がまとめて記述された。
4.4.3.4	ワイヤーリングハーネス			=	3版4.7.3.4項へ移動。2版の4.4.3.2、4.4.3.3、4.4.3.4項の防火用エンクロージャについての要求、及び除外がまとめて記述された。
4.4.3.5	コード止めブッシング				3版3.2.5項及び3.2.6項へ移動。
4.4.3.6	エアフィルター組立品			=	3版4.7.3.5項へ移動。
4.4.4	エンクロージャ及び装飾部品に用いる材料				3版4.7.3.2項および、4.7.3.3項へ移動。防火エンクロージャ材料、防火エンクロージャの外部の部品、その他の部品材料について詳細に記述された。また、金属、セラミック等は試験しなくてもその使用が認められる旨の記述も追加された。
4.4.5	防火エンクロージャの条件				項目名のみ。内容は4.4.5.1項及び4.4.5.2項に記述。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
4.4.5.1	防火エンクロージャを必要とするコンポーネント			=	3版4.7.2.1項へ移動。防火用エンクロージャが必要な部品として、一次回路、制限電力回路に当てはまらない回路、及び、制限電力回路であるが、V-1以上の基板にない回路等の表現が加えられた。
4.4.5.2	防火エンクロージャを必要としないコンポーネント			=	3版4.7.2.2項へ移動。
4.4.6	防火エンクロージャの構造				3版4.7項及び、4.6.2項へ移動。可搬型機器に対する要求及び、コンクリート又は燃えにくい面に据え付けられる据置型機器に対する要求を除外した。可搬型機器に対する要求は、別途4.6.4項に記述され、コンクリート又は燃えにくい面に据え付けられる据置型機器に対する要求は、表示で除外できる。
4.4.7	防火エンクロージャにあるドア又はカバー			=	3版4.7項及び、4.6.3項へ移動。
4.4.8	可燃性液体			=	3版4.7項及び、4.3.12項へ移動。
		4.4	危険な可動部に対する保護		項目名のみ。内容は4.4.1項以降に記述。
		4.4.1	一般要求	=	2版4.1.2項より移動。
		4.4.2	操作者アクセスエリアにおける保護		2版4.1.2項及び、4.3.2項より、使用者に対する保護に限定した内容でまとめられ、3版4.4.2項及び、4.4.3項になった。
		4.4.3	アクセス制限場所における保護		2版4.1.2項及び、4.3.2項より、使用者に対する保護に限定した内容でまとめられ、3版4.4.2項及び、4.4.3項になった。
		4.4.4	保守者アクセスエリアにおける保護		2版4.1.2項及び、4.3.2項よりから、保守者に対する保護に限定して、3版4.4.4項になった。
		4.5	温度に関する要求事項		温度上昇に関する要求についての意図が追加された。2版5.1項表16の適用条件7)の内容がここに移動した。
		4.5.1	温度上昇	=	2版5.1項より移動。
		4.5.2	異常な温度に対する耐性	=	2版5.4.10項より移動。
		4.6	エンクロージャの開口		2版4.3.14項より移動。機器を使用する向きが複数の場合、すべての向きについて適用される旨の記述が追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		4.6.1	上面と側面開口	=	2版4.3.15項と4.3.16項より移動。上面、及び側面の要求が統一された。
		4.6.2	防火エンクロージャの底面		2版4.4.6項より移動。可搬型機器に対する要求及び、コンクリート又は燃えにくい面に据え付けられる据置型機器に対する要求を除外した。可搬型機器に対する要求は、別途4.6.4項に記述され、コンクリート又は燃えにくい面に据え付けられる据置型機器に対する要求は、表示で除外できる。
		4.6.3	防火エンクロージャのドアとカ	=	2版4.4.7項より移動。
		4.6.4	可搬型機器の開口		新規追加要求。可搬型機器に対する開口規定の詳細が追加された。
		4.6.5	構造目的への接着剤	=	2版4.3.22項より移動。項目名変更。
		4.7	耐火性	=	2版4.4.1項の内容が、3版4.7項及び、4.7.1項に移動。
		4.7.1	着火及び炎拡散の危険の減少	=	2版4.4.1項の内容が、3版4.7項及び、4.7.1項に移動。
		4.7.2	防火エンクロージャの条件		新規追加要求。故障時に着火可能な部品/部分に防火エンクロージャを要求することを追加している。
		4.7.2.1	防火エンクロージャが要求される部品		2版4.4.5.1項より移動。防火用エンクロージャが必要な部品として、一次回路、制限電力回路に当てはまらない回路、及び、制限電力回路であるが、V-1以上の基板にない回路等の表現が加えられた。
		4.7.2.2	防火エンクロージャが要求されない部品	=	2版4.4.5.2項より移動。
		4.7.3	材料		項目名のみ。内容は4.7.3.1項以降に記述。
		4.7.3.1	一般要求		2版4.4.3.1項より移動。HB、HBF材に対しIEC60695-2-1/1の550ワイヤ-グロ-試験の適用についての記述が追加された。
		4.7.3.2	防火エンクロージャの材料		2版4.4.4項より移動。2版4.4.4項の内容から、防火エンクロージャ材料について記述された。また、金属、セラミック等は試験しなくてもその使用が認められる旨の記述も追加された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
		4.7.3.3	防火エンクロージャの外側の部品やその他の部品の材料		2版4.4.4項より移動。2版の4.4.4項の内容から、防火エンクロージャの外部の部品、その他の部品材料について詳細に記述された。
		4.7.3.4	防火エンクロージャの内側の部品やその他の部品の材料	=	2版4.4.3.2項、4.4.3.3項、4.4.3.4項より移動。防火用エンクロージャについての要求、及び除外がまとめて記述された。
		4.7.3.5	空気フィルター組立品の材料	=	2版4.4.3.6項より移動。
		4.7.3.6	高電圧部品に使用される材料	=	2版1.5.4項より移動。

5章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
5	熱的及び電気的要求事項				項目名のみ。 3版4.5項へ移動、また項目名が変更された。
		5	電気的要求及び異常運転のシミュレート		項目名のみ。 2版5.2項より移動。
5.1	温度上昇			=	3版4.5.1項へ移動。 但し、3版では、試験中の制約が緩和された。
		5.1	タッチカレント及び保護導体電流		項目名新設。序論のみ。
		5.1.1	一般要求		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.2項のアース漏洩電流試験評価に代わる評価であり、3版ではタッチカレント及び保護導体電流として評価される。
		5.1.2	供試装置(EUT)		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.2項のアース漏洩電流の技術基準の供試装置について記述された部分と同等である。また、複数の電源を同時に接続するような機器に対して、2版では1電源のみ接続して実施するのに対し、3版では、複数の電源が同時に必要とされる機器に対しては、すべての電源を接続した状態で評価される。
		5.1.3	試験回路		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.3項、5.3.4項の試験回路の部分を抜き出しまとめ、また、補足説明が追加された。尚、試験回路は異なる。
		5.1.4	測定器の接続		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.2項の使用する測定器、適合基準に関する要求に加え、また、接触可能な非導電部に対しても、金属箔を用いたタッチカレント試験が要求される。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		5.1.5	試験手順		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.3項、5.3.4項の試験手順の部分を抜き出しまとめた。尚、試験手順は異なる。
		5.1.6	試験測定		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.3項、5.3.4項の試験測定の部分を抜き出しまとめた。尚、試験の測定方法は異なる。
		5.1.7	タッチカレントが3.5mAを超える機器		項番、項目名を新設。本項は、2版5.2.5項より移動、また項目名が変更された。要求内容は、2版5.2.5項と同等であるが、試験方法、試験回路は異なる。
		5.1.8	電気通信網への及び電気通信網からのタッチカレント	=	項番、項目名を新設。本項は、2版6.3.4項より移動。但し、注記として、周辺機器用のインターフェイスではなく、通信回線ポートに対して行う旨の注記が追加された。
		5.1.8.1	電気通信網のタッチカレントの制限		項番、項目名を新設。本項は、2版6.3.4.1項より移動。但し、試験回路が変更されたため、適合基準は異なる。
		5.1.8.2	電話通信網からのタッチカレントのまとめ		項番、項目名を新設。新規要求事項。EUTのすべての通信回線ポートにおいて、他の機器から受けるタッチカレントの合計が、3.5mAを超える場合、保護接地に恒久接続されなくてはならない、また、警告文を備える等の要求が追加された。
5.2	アース漏洩電流				3版5.1項へ移動。項目名のみ。アース漏洩電流試験評価に代わり、3版ではタッチカレント及び保護導体電流として評価される。
5.2.1	一般要求				2版5.2.1項から5.2.4項までの内容が、3版ではタッチカレント及び保護導体電流として、5.1.1項から5.1.6項までに分配された。また、試験手順、測定方法が変更されている。これに加えて、3版では、接触可能な非導電部に対しても、金属箔を用いたタッチカレント試験が要求される。
5.2.2	要求事項				同上
5.2.3	単相機器				同上
5.2.4	三相機器				同上
5.2.5	アース漏洩電流が3.5mAを越える機器				3版5.1.7項へ移動。要求内容は3版5.1.7項と同等であるが、試験方法、試験回路が異なる。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		5.2	耐電圧	=	2版5.3項より移動。注(プレヒートに関する説明)が追加された。
		5.2.1	一般要求	=	2版5.3.1項より移動。
		5.2.2	試験手順	=	2版5.3.2項より移動。表5B(その1)、(その2)に対する注釈が、それぞれの表の下部に移動。表5B(その1)の標高に対する注釈が削除され、「二次対本体、独立した二次回路の間」の動作電圧に関する注釈5)が追加された。
5.3	耐電圧				3版5.2項へ移動。項目名のみ。
5.3.1	一般要求			=	3版5.2.1項へ移動。
5.3.2	試験手順			=	3版5.2.2項へ移動。
		5.3	異常運転及び故障状態		2版5.4より移動。項目名のみ。
		5.3.1	過負荷及び異常運転に対する保護	=	2版5.4.1項および2版5.4.7項より移動。項目名が新設された。
		5.3.2	電動機	=	2版5.4.2項より移動、又項目名が新設された。
		5.3.3	変圧器	=	2版5.4.3項より移動、又項目名が新設された。
		5.3.4	機能絶縁	=	2版5.4.4項より移動。
		5.3.5	電気機械コンポーネント	=	2版5.4.5項より移動。「適合基準は、5.3.8を参照」が追加された。
		5.3.6	故障状態の模擬		2版5.4.6項より移動、又項目名が新設された。また3版では、独立したコンポーネント又は中間組立品等を単体で試験する事を認めない。
		5.3.7	無人使用を意図する機器	=	2版5.4.8項より移動、又項目名が新設された。
		5.3.8	異常操作及び故障状態での適合基準		2版5.4.9項より移動、又項目名が新設された。また3版では、要求内容が2つ(5.3.8.1項、5.3.8.2項)に分割され、また各々に項目名が新設された。3版では本項は、項目名のみとなった。
		5.3.8.1	試験中	=	項番、項目名が新設された。本項は、2版5.4.9項『試験中』に関する要求と同等である。
		5.3.8.2	試験後		項番、項目名が新設された。本項は、2版5.4.9項『試験後』に関する要求に加えて、タイプAプラグ接続型機器に限らず、全てのクラスI機器に対して、試験後に耐電圧が要求される。この追加要求により、ノルウェーのデビエーションが削除された。
5.4	異常運転及び故障状態				項目名のみ。3版5.3項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
5.4.1				=	3版5.3.1項へ移動。
5.4.2				=	3版5.3.2項へ移動。
5.4.3				=	3版5.3.3項へ移動。
5.4.4	機能絶縁			=	3版5.3.4項へ移動。
5.4.5	電気機械コンポーネント			=	3版5.3.5項へ移動。
5.4.6					3版5.3.6項へ移動。
5.4.7				=	3版5.3.1項へ含まれた。
5.4.8				=	3版5.3.7項へ移動。
5.4.9					3版5.3.8項、5.3.8.1項、5.3.8.2項へ移動。 3版では、タイプAプラグ接続型機器に限らず全てのクラスI機器に対して、試験後に耐電圧が要求される。
5.4.10	熱可塑性樹脂部品			=	3版4.5.2項へ移動。

6章 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない。

IEC60950第2版（修正A4までを含む）		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
6	電気通信網への接続	6	電気通信網への接続	=	2版6.1項を取り込み、さらに注4が追加。 注4：電気通信回線の送信装置手段と使用する場合は、主電源装置は、電気通信網（1.2.13.8も参照のこと）ではないし、6項も適用しない。
6.1	概要			=	3版6項へ移動。
		6.1	電気通信網保守者及びその網に接続したその他の機器使用者の機器から生じる危険からの保護		2版6.3項より移動。項目名のみ。
		6.1.1	危険電圧からの保護	=	2版6.3.1項及び6.3.2項より移動。
		6.1.2	電気通信網の接地からの絶縁		2版6.3.3項より移動。項目名のみ。
		6.1.2.1	要求事項		2版6.3.3.1項より移動。但し、デンマークのデビエーションが削除され、ノルウェーのデビエーションが追加された。また、3版では本項に、例外事項（電源に接続したままの機器、タイプBプラグ接続型機器、電話通信の中央局）が新設され、また、適合性試験が明文化された。
		6.1.2.2	例外事項		2版6.3.3.2項より移動。3版では、フィンランドのデビエーションが追加され、ノルウェー同様、フィンランドでも本項例外事項は、恒久接続型機器及びタイプBプラグ接続型機器だけ適用が許される。
6.2	TNV回路				3版2.3項へ移動。項目名のみ。
6.2.1	TNV回路の特性と要求事項				項目名のみ。3版では削除された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
6.2.1.1	限度値				3版2.3.1項へ移動。2版では、本項限度値の測定は、二重絶縁、強化絶縁の部品においては、除外されていたが、3版では、絶縁の種類を問わず、限度値の測定を要求される。また、3版では、TNV-2、TNV-3回路の電話呼び出し信号が存在する場合の電圧限度値が追加された。附属Mを参照。
6.2.1.2	その他の回路及びアクセス可能部分からの分離				3版2.3.2項へ移動。3版では、カナダ/米国のデビエーションが追加され、単一故障時の限度値として、3版2.2.3項が適応される。また、タイプA、Bプラグ接続型機器の違いにより、基礎絶縁の要求内容が異なる。また、ノルウェーのデビエーションの内容が変更された。
6.2.1.3	外部要因により発生する動作電圧の試験			=	3版2.3.5項へ移動。
6.2.1.4	危険電圧からの分離				3版2.3.3項へ移動。3版では、デンマークのデビエーションが追加され、フィンランド同様、デンマークでも恒久接続型機器及びタイプBプラグ接続型機器だけ、方法b)の適用が許される。
6.2.1.5	TNV回路の他の回路への接続				3版2.3.4項へ移動。ノルウェーのデビエーションの内容が変更された。
6.2.2	TNV回路との接近に対する保護			=	3版2.1.1.1項(注3として)に含まれた。これにより項目名は削除された。
6.2.2.1	接近可能性			=	3版2.1.1.1項に含まれた。これにより項目名は削除された。
6.2.2.2	電池の収納部				3版2.1.1.2項へ移動。2版では、TNV-2、TNV-3回路のみに対する要求事項であったが、3版では、全TNV回路(TNV-1回路含む)に対する要求事項に変更された。
		6.2	電気通信網に使用している過電圧からの機器使用者の保護		2版6.4項より移動。項目名のみ。
		6.2.1	分離要求事項	=	2版6.4.1項より移動。3版には、空間距離、沿面距離及び固体絶縁物の寸法と構造に関する3版2.10項の要求事項は、本項に適用されない旨の、補足説明が追加された。
		6.2.2	耐電圧試験手順	=	2版6.4.2項より移動。オーストラリアのデビエーションが追加された。「試験の選択は製造者が指定する。」という記述が削除された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
		6.2.2.1	インパルス試験		2版6.4.2.1項より移動。但し、注2としてオーストラリアのデビエーションが追加される。 注2 - オーストラリアでは6.2.1項a)の部分に対しU _c =7.0kVの値が適用される。
		6.2.2.2	安定状態試験		2版6.4.2.2項より移動。但し、注としてオーストラリアのデビエーションが追加された。 注 - オーストラリアでは雷サージ電圧を模擬して、6.2.1項a)の部分としてハンドセット及び、ヘッドセットに対しては、3.0kV、その他の機器に対しては、2.5kV、6.2.1項b)及びc)に対しては、1.5kVが適用される。
		6.2.2.3	適合基準	=	2版6.4.2.3項より移動。
6.3	機器により生じる危険からの電気通信網サービス従事者及びその回線網に接続したその他の機器の使用者の				3版6.1項へ移動。項目名のみ。
6.3.1	危険電圧からの保護			=	2版6.3.2項の要求内容を取り込んで、3版6.1.1へ移動。
6.3.2	保護接地の使用			=	3版6.1.1項に含まれた。
6.3.3	電気通信網の接地からの絶				項目名のみ。3版6.1.2項へ移動。
6.3.3.1	要求事項				3版6.1.2.1項へ移動。但し、デンマークのデビエーションが削除され、ノルウェーのデビエーションが追加された。また、3版では本項に、例外事項(電源に接続したままの機器、タイプBプラグ接続型機器、電話通信の中央局)が新設され、また、適合性試験が明文化された。
6.3.3.2	例外事項				3版6.1.2.2項へ移動。但し、3版では、フィンランドのデビエーションが追加され、ノルウェー同様、フィンランドでも本項例外事項は、恒久接続型機器及びタイプBプラグ接続型機器だけ適用が許される。
6.3.4	電気通信網への漏れ電流及び、電気通信網からのタッチカレント				3版5.1.8項へ移動、また項目名が変更された。項目名のみ。また、3版では、注記として、周辺機器用のインターフェイスではなく、通信回線ポートに対して行う旨の注記が追加された。
6.3.4.1	電気通信網の漏れ電流の制限				3版5.1.8.1項へ移動。また、試験回路が変更されたため、適合基準は異なる。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
6.3.4.2	電気通信網からのタッチカレントの総料				3版5.1.8.2項へ移動。3版では、2版までの考慮中が解除され、EUTのすべての通信回線ポートにおいて、他の機器から受ける接触電流の合計が、3.5mAを超える場合、保護接地に恒久接続されなくてはならない、また、警告文を備える等が要求される。
		6.3	電気通信配線システムの過熱保護		2版6.5項より移動。デンマークのデビエーションが削除され、注4が追加された。また、過電流保護装置の限度値が、2版の30分以内から、3版では、60分以内に変更となった。注4 - IEC60269-2-1で規定する、時間/電流特性を有するタイプgD又はタイプgNヒューズは1.3Aの電流制限値に適合している。
6.4	電気通信網に使用している過電圧からの機器使用者の				3版6.2項へ移動。項目名のみ。
6.4.1	分離要求事項			=	3版6.2.1項へ移動。3版では、空間距離、沿面距離及び固体絶縁物の寸法と構造に関する要求事項(3版2.10項)は、本項に適用されない旨の、補足説明が追加された。
6.4.2	耐電圧試験手順			=	3版6.2.2項へ移動。3版では、オーストラリアのデビエーションが追加された。(6.2.2.1項及び6.2.2.2項両方の試験によって判定する必要がある)。
6.4.2.1	インパルス試験				3版6.2.2.1項へ移動。但し、3版では注2としてオーストラリアのデビエーションが追加された。 注2 - オーストラリアでは6.2.1項a)の部分に対しU _c = 7.0kVの値が適用される。
6.4.2.2	安定状態試験				3版6.2.2.2項へ移動。但し、注としてオーストラリアのデビエーションが追加された。 注 - オーストラリアでは雷サージ電圧を模擬して、6.2.1項a)の部分としてハンドセット及び、ヘッドセットに対しては、3.0kV、その他の機器に対しては、2.5kV、6.2.1項b)及びc)に対しては、1.5kVが適用される。
6.4.2.3	適合基準			=	3版6.2.2.3項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注記
項番	項目名	項番	項目名		
6.5	電気通信配線システムの過熱保護				2版6.5項より移動。デンマークのデビエーションが削除され、注4が追加された。また、過電流保護装置の限度値が、2版の30分以内から、3版では、60分以内に変更となった。注4 - IEC60269-2-1で規定する、時間/電流特性を有するタイプgD又はタイプgNヒューズは1.3Aの電流制限値に適合している。

附属書 対比表

= 技術的内容は同等、もしくは項番変更のみ。

技術上の差異あり。
新規追加された要求事項

× 要求削除

空欄 項目名のみで要求事項がない。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
附属書A	耐熱性試験及び耐火性試験	附属書A	耐熱性試験及び耐火性試験	=	
A.1	総質量が18kgを超える可動型機器及び据置型機器の防火エンクロージャの燃焼性試験	A.1	総質量が18kgを超える可動型機器及び据置型機器の防火エンクロージャの燃焼性試験		項目名のみ。参照項番が2版4.4.4項から3版4.7.3.2項に変更。
A.1.1		A.1.1	サンプル	=	項目名の新設のみ。
A.1.2		A.1.2	サンプルの前処理	=	項目名の新設のみ。参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項に変更。
A.1.3		A.1.3	サンプルの取付け	=	項目名の新設のみ。
A.1.4		A.1.4	試験炎	=	項目名の新設のみ。
A.1.5		A.1.5	試験手順	=	項目名の新設のみ。
A.1.6	適合基準	A.1.6	適合基準	=	
A.2	総質量が18kg以下の可動型機器の防火エンクロージャ及び防火エンクロージャ内の材料及び部品の燃焼性試験	A.2	総質量が18kg以下の可動型機器の防火エンクロージャ及び防火エンクロージャ内の材料及び部品の燃焼性試験		項目名のみ。参照項番が2版4.4.3.2項、4.4.4項から3版4.7.3.2項、4.7.3.4項に各々変更。
A.2.1	試験サンプル	A.2.1	サンプル	=	
A.2.2	試験サンプルの前処理	A.2.2	サンプルの前処理	=	参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項に変更。
A.2.3	試験サンプルの取付け	A.2.3	サンプルの取付け	=	
A.2.4	試験炎	A.2.4	試験炎	=	
A.2.5	試験手順	A.2.5	試験手順	=	
A.2.6		A.2.6	適合基準	=	項目名の新設のみ。
A.2.7		A.2.7	代替試験	=	項目名の新設のみ。
A.3	大電流アーク発火試験	A.3	大電流アーク発火試験		項目名のみ。参照項番が2版4.4.4項から3版4.7.3.2項に変更。
A.3.1		A.3.1	サンプル	=	項目名の新設のみ。
A.3.2		A.3.2	試験回路	=	項目名の新設のみ。
A.3.3		A.3.3	試験用電極	=	項目名の新設のみ。
A.3.4		A.3.4	試験手順	=	2版A.3.5項を包含、又項目名が新設された。
		A.3.5	適合基準	=	2版A.3.6項より移動、又項目名が新設された。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
A.3.5				=	3版A.3.4項へ移動
A.3.6				=	3版A.3.5項へ移動。
A.4	熱線発火試験	A.4	熱線発火試験		項目名のみ。参照項番が2版4.4.4項から3版4.7.3.2項に変更。
A.4.1		A.4.1	サンプル	=	項目名の新設のみ。
A.4.2		A.4.2	試験回路	=	項目名の新設のみ。
A.4.3		A.4.3	サンプルの取付け	=	項目名の新設のみ。
A.4.4		A.4.4	試験手順	=	2版A.4.5項を包含、又項目名が新設された。
		A.4.5	適合基準	=	2版A.4.6項より移動、又項目名が新設された。
A.4.5				=	3版A.4.4項へ移動
A.4.6				=	3版A.4.5項へ移動。
A.5	加熱オイル試験	A.5	加熱オイル試験	=	3版A.5.1～A.5.3へ移動、項目名のみとなった。参照項番が2版4.4.6項から3版4.6.2項に変更。
		A.5.1	サンプルの取付け	=	2版A.5項より移動。項番、項目名が新設された。
		A.5.2	試験手順	=	2版A.6項より移動。項番、項目名が新設された。
		A.5.3	適合基準	=	2版A.7項より移動。項番、項目名が新設された。
A.6	材料をクラスV-0、V-1又はV-2に分類するための燃焼性試験	A.6	材料をクラスV-0、V-1又はV-2に分類するための燃焼性試験		項目名のみ。3版では参照項番が削除された。
A.6.1		A.6.1	サンプル	=	2版A.6.2項を包含、又項目名が新設された。
		A.6.2	サンプルの前処理	=	2版A.6.3項より移動、又項目名が新設された。
		A.6.3	サンプルの取付け	=	2版A.6.4項より移動、又項目名が新設された。
		A.6.4	試験手順	=	2版A.6.5項からA.6.10項の試験手順の部分を抜き出してまとめた。
		A.6.5	適合基準		2版A.6.5項からA.6.10項の適合基準の部分を抜き出し表にまとめた。また追加要求として、2回目試験後の赤熱燃焼時間を測定する必要がある、この赤熱燃焼時間と1回目試験後の発炎燃焼時間を合計した値に対して、新たな基準値が設定された。
		A.6.6	許容される再試験	=	2版A.6.11項より移動、又項目名が新設された。
A.6.2				=	3版A.6.1項へ移動
A.6.3				=	3版A.6.2項へ移動。
A.6.4				=	3版A.6.3項へ移動。
A.6.5				=	適合基準のみ3版A.6.5項へ移動、試験手順は3版A.6.4項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
A.6.6				=	試験手順は3版A.6.4項、適合基準は3版A.6.5項へ移動。
A.6.7				=	3版A.6.4項へ移動。
A.6.8				=	試験手順は3版A.6.4項、適合基準は3版A.6.5項へ移動。
A.6.9				=	試験手順は3版A.6.4項、適合基準は3版A.6.5項へ移動。
A.6.10				=	試験手順は3版A.6.4項、適合基準は3版A.6.5項へ移動。
A.6.11				=	3版A.6.6項へ移動。
A.7	発泡プラスチック材料をクラスHF-1、HF-2又はHBFに分類するための燃焼性試験	A.7	発泡プラスチック材料をクラスHF-1、HF-2又はHBFに分類するための燃焼性試験		項目名のみ。3版では参照項番が削除された。
A.7.1		A.7.1	サンプル	=	3版は、本項に2版A.7.2項を取り込み、又項目名が新設された。
		A.7.2	サンプルの前処理	=	2版A.7.3項より移動、又項目名が新設された。
		A.7.3	試験手順	=	2版A.7.4項より移動、又項目名が新設された。
		A.7.4	適合基準	=	2版A.7.5項より移動、又項目名が新設された。
		A.7.5	HF-2適合基準	=	2版A.7.6項より移動、又項目名が新設された。適合条件の項番が2版A.7.5項から3版A.7.4項に変更された。
		A.7.6	HF-1適合基準	=	2版A.7.7項より移動、又項目名が新設された。適合条件の項番が2版A.7.5項から3版A.7.4項に変更された。
		A.7.7	HBF適合基準	=	2版A.7.8項より移動、又項目名が新設された。参照項番が2版A.7.5項から3版A.7.4項に変更された。
		A.7.8	HF-1、HF-2の許容される再試験	=	2版A.7.10項より移動、又項目名が新設された。参照項番が2版A.7.4項、A.7.5項、A.7.6項から3版A.7.5項、A.7.6項、A.7.7項に各々変更された。
A.7.9		A.7.9	HBFの許容される再試験	=	項目名の新設のみ。要求事項の項番が2版A.7.8項から3版A.7.7項に変更された。
A.7.2				=	3版A.7.1項に含まれた。
A.7.3				=	3版A.7.2項へ移動。
A.7.4				=	3版A.7.3項へ移動。
A.7.5				=	3版A.7.4項へ移動。
A.7.6				=	3版A.7.5項へ移動。
A.7.7				=	3版A.7.6項へ移動。
A.7.8				=	3版A.7.7項へ移動。
A.7.10				=	3版A.7.8項へ移動。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
A.8	材料をクラスHBに分類するための燃焼性試験	A.8	材料をクラスHBに分類するための燃焼性試験		項目名のみ。3版では参照項番が削除された。
A.8.1		A.8.1	サンプル	=	3版は、本項に2版A.8.2項を取り込み、又項目名が新設された。
		A.8.2	サンプルの前処理	=	2版A.8.3項より移動、又項目名が新設された。
		A.8.3	サンプルの取付け	=	2版A.8.4項より移動、又項目名が新設された。
		A.8.4	試験手順	=	2版A.8.5項より移動、又項目名が新設された。
		A.8.5	適合基準	=	2版A.8.6項より移動、又項目名が新設された。
		A.8.6	許容される再試験	=	2版A.8.7項より移動、又項目名が新設された。
A.8.2				=	3版A.8.1項に含まれた。
A.8.3				=	3版A.8.2項へ移動。
A.8.4				=	3版A.8.3項へ移動。
A.8.5				=	3版A.8.4項へ移動。
A.8.6				=	3版A.8.5項へ移動。
A.8.7				=	3版A.8.6項へ移動。
A.9	材料をクラス5Vに分類するための燃焼性試験	A.9	材料をクラス5Vに分類するための燃焼性試験		項目名のみ。3版では参照項番が削除された。
A.9.1		A.9.1	サンプル	=	3版は、本項に2版A.9.2項を取り込み、又項目名が新設された。参照項番が2版A.9.5項、A.9.6項から3版A.9.4項、A.9.5項に各々変更。
		A.9.2	サンプルの前処理	=	2版A.9.3項より移動、又項目名が新設された。参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項に変更。
		A.9.3	試験炎	=	2版A.9.4項より移動、又項目名が新設された。
		A.9.4	試験方法、試験バー	=	2版A.9.5項より移動、又項目名が新設された。適合基準が2版A.9.7項から3版A.9.6項に、試験片の試験が2版A.9.6項から3版A.9.5項に各々変更。
		A.9.5	試験方法、試験片	=	2版A.9.6項より移動、又項目名が新設された。適合基準の項番が2版A.9.7項から3版A.9.6項に変更。
A.9.2				=	3版A.9.1項に含まれた。
A.9.3				=	3版A.9.2項へ移動。
A.9.4				=	3版A.9.3項へ移動。
A.9.5				=	3版A.9.4項へ移動。
A.9.6				=	3版A.9.5項へ移動。
		A.9.6	適合基準	=	2版A.9.7項の適合基準を本項で定義する。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
A.9.7		A.9.7	許容される再試験	=	再試験方法及び図A.4のみ本項で定義し、適合基準は3版A.9.6で定義する。
		A.10	応力ゆるみ試験	=	2版4.2.6項の試験方法のみ本項で定義し、基本的な要求は、3版4.2.7項で定義する。
附属書B	異常条件下の電動機試験	附属書B	異常条件下の電動機試験		参照項番が2版4.4.5.2項、5.4.2項から3版4.7.2.2項、5.3.2項に変更。
B.1	通則	B.1	一般要求事項	=	項目名変更。
B.2	試験条件	B.2	試験条件	=	巻線温度測定参照項番が2版1.4.8項から3版1.4.13項に変更。温度保護装置を持たない場合の試験参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項に変更。
B.3	最高温度	B.3	最高温度	=	
B.4	過負荷運転試験	B.4	過負荷運転試験	=	
B.5	回転子拘束試験	B.5	回転子拘束試験	=	温度限度値に関する参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項に変更。耐圧試験参照項番が2版5.3.2項から3版5.2.2項に変更。
B.6	二次回路直流電動機の過負荷運転試験	B.6	二次回路直流電動機の過負荷運転試験	=	
B.7	二次回路直流電動機の回転子拘束試験	B.7	二次回路直流電動機の回転子拘束試験	=	2版のB.7.1項より移動。
B.7.1				=	3版B.7項、B.7.3に分割され移動。
		B.7.1	試験手順	=	2版B.7.2項から移動。項目名を追加。
B.7.2				=	3版B.7.1項へ移動。
		B.7.2	代替試験手順	=	2版B.7.3項から移動。項目名を追加。
B.7.3				=	3版B.7.2項へ移動。
		B.7.3	耐電圧試験	=	2版7.1項の内容の耐圧試験の部分が3版7.3項へ移動。耐圧試験参照項番が2版5.3.2項から3版5.2.2項に変更。
B.8	コンデンサを有する電動機の試験	B.8	コンデンサを有する電動機の試験	=	
B.9	三相電動機の試験	B.9	三相電動機の試験	=	
B.10	直巻電動機の試験	B.10	直巻電動機の試験	=	

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
附属書C	変圧器(規準)	附属書C	変圧器(規準)		参照項番が2版1.5.3項から3版1.5.4項、5.3.3項に変更。項目名のみに変更。内容は注(動作電圧の参照項番)が削除され3版C.1項に移動。
C.1	過負荷試験	C.1	過負荷試験		スイッチング電源に対する要求事項が追加。スイッチング電源の場合は電源の出力の位置で過負荷試験を行う事ができるようになった。鉄共振変圧器の場合の二次側負過の条件が削除され、最大加熱効果を与える負荷の例として、付属書Xを参照する旨が追加された。
C.2	絶縁	C.2	絶縁	=	絶縁の参照項番が2版2.2.6項から3版2.9.5項に、関連要求事項が2版2.9項から3版2.10項に、関連試験が2版5.3.2項から3版5.2.2項に変更。
附属書D	接地漏洩電流試験用測定器	附属書D	接地漏洩電流試験用測定器		参照項番が5.2.2項と附属書G.2から5.1.4項に変更。測定器については3版D.1へ移動。
		D.1	測定器	=	2版附属書Dから移動。周波数補正に関する説明を追加。
		D.2	代替試験測定器		漏洩電流の代替試験測定器に関する項目を新規に追加。
附属書E	巻線の温度上昇	附属書E	巻線の温度上昇	=	参照項番が1.4.8項5.1項から1.4.13項4.5.1項に変更。
附属書F	沿面距離及び空間距離の測定	附属書F	沿面距離及び空間距離の測定	=	参照項番が2版2.9項から3版2.10項に変更。
	図F.1 狭い溝		図F.1 狭い溝	=	
	図F.2 広い溝		図F.2 広い溝	=	
	図F.3 V形溝		図F.3 V形溝	=	
	図F.4 リブ		図F.4 リブ	=	
	図F.5 狭い溝のある非接着接合部		図F.5 狭い溝のある非接着接合部	=	
	図F.6 広い溝のある非接着接合部		図F.6 広い溝のある非接着接合部	=	
	図F.7 狭い溝と広い溝のある非接着接合部		図F.7 狭い溝と広い溝のある非接着接合部	=	
	図F.11 狭いくぼみ		図F.8 狭いくぼみ		2版にはなく、3版で追加された。
	図F.11 広いくぼみ		図F.9 広いくぼみ	=	2版のF.11が3版のF.9に図番変更。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
	図F.12 端子まわりのコーティング		図F.10 コーティングした端子	=	2版のF.12が3版のF.10に図番変更。
	図F.13 コーティングしたプリント板		図F.11 コーティングしたプリント板	=	2版のF.13が3版のF.11に図番変更。
	図F.14 絶縁材料のエンクロージャー内における測定		図F.12 絶縁材料のエンクロージャー内における測定例	=	2版のF.14が3版のF.12に図番変更。
	図F.15 非接続導電部の介在		図F.13 非接続導電部の介在	=	2版のF.15が3版のF.13に図番変更。
附属書G	IT電源システムに直接接続される予定の機器に関する接地漏洩電流(規準)			×	3版5.1.3項に「IT電源システムに接続する機器は、IT配電システムに対応させて試験を行う。(IEC60990の図9、図10及び図12参照)。」と記述され、3版から削除された。
G.1	概要			×	
G.2	要求事項			×	
G.3	単相機器			×	
G.3.1				×	
G.3.2				×	
G.4	三相機器			×	
G.4.1				×	
G.4.2				×	
G.4.3				×	
G.5	接地漏洩電流が3.5mAを超える機器			×	
		附属書G	最小空間距離を決める代替手段		過渡電圧から要求耐電圧、最小空間距離の順に求める手段を規定。
		G.1	最小空間距離を決定するための手順の要約		上記手順の要約。
		G.2	商用電源の過渡電圧の決定		過電圧区分と公称商用電源電圧から過渡電圧を求める方法を規定。
		G.3	通信回線網の過渡電圧の決定		通信回線網の過渡電圧を求める方法を規定。
		G.4	要求耐電圧の決定		過渡電圧から要求耐電圧を求める方法を規定。
		G.5	要求過渡電圧値の決定		インパルス発生器による過渡電圧の測定方法を規定(一部の内容は2版の2.9.1項2.9.2項にあり)。
		G.6	最小空間距離の決定		要求耐電圧から最小空間距離を求める方法を規定。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
附属書H	電離性放射線	附属書H	電離性放射線	=	
附属書J	電気化学的ポテンシャル表	附属書J	電気化学的ポテンシャル表	=	参照項番が2版2.5.10項から3版2.6.5.6項へ変更。
附属書K	温度制御装置	附属書K	温度制御装置	=	参照項番が2版1.5.2項から3版2.6.5.6項へ変更。
K.1		K.1	開閉容量	=	参照項番が2版5.3.2項から3版5.2.2項へ変更。
K.2		K.2	サーモスタット信頼性	=	
K.3		K.3	サーモスタット耐久テスト	=	
K.4		K.4	サーモスタット制限器耐久テス	=	
K.5		K.5	温度過昇防止器信頼性	=	参照項番が2版5.1項から3版4.5.1項へ変更。
K.6		K.6	動作の安定性	=	参照項番が2版5.4項から3版5.3項へ変更。
附属書L	事務機器の通常負荷条件の例	附属書L	事務機器の通常負荷条件の例	=	参照項番が2版1.2.2.1項及び5.1項から3版1.2.2.1項及び4.5.1項へ変更。
		L.1	タイプライタ	=	3版で項番新設。
		L.2	加算器, キャッシュレジスタ	=	3版で項番新設。
		L.3	電動消しゴム	=	3版で項番新設。
		L.4	鉛筆削り器	=	3版で項番新設。
		L.5	謄写機及び複写機	=	3版で項番新設。
		L.6	電動ファイルシステム	=	3版で項番新設。
		L.7	その他の事務機	=	3版で項番新設。
附属書M	電話呼出音に関する判断基準	附属書M	電話呼出音に関する判断基準		参照項の違いのみ。 2版では6.2.1.1, 3版では2.3.1。
M.1	序	M.1	序		方法A,B以外の場合の対処が削除。
M.2	方法A	M.2	方法A	=	
M.3	方法B	M.3	方法B	=	
M.3.1	呼出音信号	M.3.1	呼出音信号		項目名のみ。
M.3.1.1		M.3.1.1	周波数	=	項目名追加。
M.3.1.2		M.3.1.2	電圧	=	項目名追加。
M.3.1.3		M.3.1.3	旋律		項目名追加。
		M.3.1.4	単一故障電流		2版M.3.3全般より移動。判定電流値が変更された。
M.3.2	遮断装置および監視信号電圧	M.3.2	遮断装置および監視信号電圧		項目名のみ。

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
M.3.2.1	遮断装置又は監視信号電圧使用条件	M.3.2.1	遮断装置又は監視信号電圧使用条件	=	
M.3.2.2	遮断装置	M.3.2.2	遮断装置	=	
M.3.2.3	監視信号電圧	M.3.2.3	監視信号電圧	=	
M.3.3	故障状態			×	内容的には3版M.3.1.4へ移動。
M.3.3.1				×	内容的には3版M.3.1.4へ移動。
M.3.3.2				×	内容的には3版M.3.1.4へ移動。
附属書N	インパルス発生器	附属書N	インパルス発生器	=	3版の表N1の参照項目にG.5項が追加。
附属書P	引用規格	附属書P	引用規格		追加削除あり。
附属書Q	関連規格	附属書Q	関連規格		追加削除あり。
附属書R	品質管理プログラムに対する要求事項の例	附属書R	品質管理プログラムに対する要求事項の例	=	「空間距離及び部品の端子部の距離」に関する検討中の記載削除。
R1	コーティングプリント基板の最小絶縁距離	R1	コーティングプリント基板の最小絶縁距離	=	「熱劣化および温度サイクル試験」の年1回実施を勧める記述が追加された。
R2	空間距離の緩和	R2	空間距離の緩和	=	
附属書S	インパルス試験法	附属書S	インパルス試験手順	=	項番のみ。
S1	試験機器	S1	試験機器	=	
S2	試験手順	S2	試験手順	=	
S3	インパルス試験中の波形の例	S3	インパルス試験中の波形の例	=	
附属書T	水の侵入防止の指針	附属書T	水の侵入防止の指針	=	
附属書U	介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線ワイヤ	附属書U	介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線	=	
U.1	電線の構造	U.1	電線の構造	=	表現方法を変更。内容は同等。
U.2	型式試験	U.2	型式試験	=	項目名変更。U.2.5を削除。
U.2.1	耐電圧	U.2.1	耐電圧		試験電圧が2版の2倍に増加。
U.2.2	密着性及び可撓性	U.2.2	密着性及び可撓性	=	

IEC60950第2版(修正A4までを含む)		IEC60950第3版		相違	注 記
項番	項目名	項番	項目名		
U.2.3	熱衝撃	U.2.3	熱衝撃	=	試験時電圧の明示。耐熱クラス毎のオープン温度(表U.2)を明示。
U.2.4	屈曲後の耐電圧保持	U.2.4	屈曲後の耐電圧保持	=	試験手順の明示。参照先規格IEC60851-5第3版より試験方法が削除されたために、本規格上で試験手順を記述した。
U.3	ルーチン試験	U.3	製造中の試験	=	
U.3.1	受け渡し試験	U.3.1	ルーチン試験	=	
U.3.2	抜取試験	U.3.2	抜取試験	=	
附属書V	SELV回路とTNV回路の定義の違い			=	3版の1.2.8.9項へ移動。
		附属書V	AC電源供給システム	=	2版の1.2.12より移動。項目名のみ。
		V.1	序論		概論や各コードの意味を説明。
		V.2	TN電源システム		2版の1.2.12.1より移動。図を増やし説明強化。
		V.3	TT電源システム		2版の1.2.12.2より移動。図を増やし説明強化。
		V.4	IT電源システム		2版の1.2.12.3より移動。図を増やし説明強化。
		附属書W	タッチカレントの合算		
		W.1	電子回路の接触電流		この附属書での前提条件の説明。
		W.1.1	フローティング回路		フローティング回路で生じる電流の説明。
		W.1.2	アースした回路		アースした回路で生じる電流の説明。
		W.2	複数回路の内部接続		スター接続時に生じる危険性の説明。
		W.2.1	絶縁		W.2の危険を絶縁で回避する考え方の説明。
		W.2.2	共通戻り線-アースからの絶縁		W.2の危険をアースからの絶縁で回避する考え方の説明。
		W.2.3	共通戻り線-保護アースへの絶		W.2の危険を保護アースで回避する考え方の説明。
		附属書X	トランス試験の最大温度影響		C.1との関連の説明。
		X.1	最大入力電流の決定		定格負荷時の電流測定方法。
		X.2	過負荷試験手順		具体的な試験条件の設定方法について。